

第三百三十六回 参議院 地方行政委員会 會議録第七号

平成八年三月二十六日(火曜日)

午後二時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 菅野 藩君
理事 鎌田 要人君
溝手 顯正君
統 訓弘君
渡辺 四郎君

委員 関根 則之君
竹山 裕君
谷川 秀善君
真鍋 賢二君
松浦 功君
岩瀬 良三君
小川 勝也君
小山 峰男君
和田 洋子君
清水 澄子君
有働 正治君
西川 潔君
田村 公平君

自治大臣 倉田 寛之君
政府委員 警察庁長官官房 山本 博一君
総務審議官 二橋 正弘君
自治大臣官房長 鈴木 正明君
自治省行政局長 遠藤 安彦君
自治省財政局長 佐野 徹治君
自治省税務局長

事務局側

常任委員会専門 佐藤 勝君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査

(平成八年度の地方財政計画に関する件)

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(閣法第四一号)

○委員長(菅野藩君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

この際、委員長から申し上げます。

去る十四日の本委員会、田村委員より、地方分権推進委員会事務局に対し、地方分権推進委員会地域づくり部会の中間報告案の要旨なるものがマスコミで報道されながら、同委員の資料要求には応じず、その対応も不誠実であったと指摘する質疑が行われました。

その際、委員長より、地方分権推進委員会事務局に対し、事実関係を調査の上、後刻報告するよう申し立ておきましたところ、二十二日の本委員会散会後の理事会におきまして、東田事務局局長より、事務局内での調査に基づく報告と釈明がなされ、今後の対応として、資料の管理には万全を期す、記者発表を行う際には同時に関係委員会の委員には資料配付を行う旨の意思表明がありました。

以上、御報告いたします。

○委員長(菅野藩君) 地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

平成八年度の地方財政計画について、政府から

説明を聴取いたします。倉田自治大臣。

○国務大臣(倉田寛之君) 平成八年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成八年度の地方財政につきましては、現下の厳しい経済と地方財政の状況を踏まえ、おむね国と同一の基調により、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進及び地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、自主的、主体的な活力ある地域づくりなどを積極的に推進するため必要な事業費の確保に配慮する等、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行うことを基本としております。

以上が平成八年度の地方財政計画の概要であります。

以下、平成八年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

○委員長(菅野藩君) 次に、補足説明を聴取いたします。遠藤財政局長。

○政府委員(遠藤安彦君) 平成八年度の地方財政計画につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして補足して御説明いたします。

地方財政計画の規模は八十五兆二千八百四十八億円、前年度に比較いたしまして二兆七千七百五十五億円、三・四%の増加となっております。

第一に、地方税については、最近の社会経済情勢に対応して、平成八年度分の個人住民税の特別減税の実施、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の実施、平成八年度分の固定資産税等の負担調整率の変更、個人住民税均等割の税率の見直し等を行うこととしております。

まず、歳入について御説明いたします。

第二に、地方財政の運営に支障が生じることのないようするため、所得税及び住民税の減税に伴う影響額について地方交付税の増額及び減税補てん金の発行により補てんするとともに、所得税及び住民税の減税以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額及び建設地方債の発行により補てんすることとしております。

地方税の収入見込み額は、道府県税十三兆七千七百八十六億円、市町村税二十兆二千九百億、合わせて三十三兆七千八百五十五億円であります。前年度に対し道府県税は二千五百九十四億円、一・八%減少し、市町村税は二千七百七十億円、一・四%増加しております。

個人住民税の税率の見直し、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の実施、平成八年度分の固定資産税等の負担調整率の変更、個人住民税均等割の税率の見直し等の措置を講じるとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとしたしております。

また、地方譲与税の収入見込み額は総額一兆九千九百八十六億円で、前年度に対し百二十三億円、〇・六％の増加となっております。

次に、地方交付税につきましては、平成八年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額の合計額十二兆八千八百六十六億円から平成六年度分の精算額二千二百十八億円を減額した額十二兆七千六百四十七億円で、地方交付税法附則第四条第三項の規定に基づく加算額四千三百三十八億円及び臨時特例加算額四千二百五十三億円を加算した額に、返還金五億円で、交付税特別会計における資金運用部からの借入金三兆六千八百九十七億円及び同特別会計における剰余金三百億円を加算した額から、同特別会計借入金と利子支払い額四千八百三十億円を控除した額十六兆八千四百十億円を計上いたしました結果、前年度に対し六千八百八十一億円、四・三％の増加となっております。

国庫支出金は総額十三兆六千六百六十二億円で、前年度に対し二千六百四十五億円、二・一％の増加となっております。

次に、地方債につきましては、住民税の減税に伴う減収額を含む地方財源の不足に対処するための地方債を含め、普通会計分の地方債発行予定額は十二兆九千六百二十億円で、前年度に対し一兆六千五百六十六億円、一四・七％の増加となっております。

なお、地方債計画全体の規模は十八兆一千三百億円で、前年度に対し二兆七百七十一億円、一三・〇％の増加となっております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案した額を計上いたしております。

以上の結果、地方税、地方譲与税及び地方交付税を合わせた一般財源の合計額は五十二兆六千二百一十一億円で、歳入全体に占める割合は六一・七％となっております。

次に、歳出について御説明いたします。まず、給与関係経費についてであります。総額は二十二兆八千八百三十四億円で、前年度に対し千八百五十億円、〇・八％の増加となっております。職員数につきましては、国家公務員の定員削減方針に準じて定員削減を行うとともに、警察官のほか、福祉関係、保健等の関係職員について所要の増員を見込むこととしたしております。

次に、一般行政経費につきましては総額十七兆五千四百億円で、前年度に対し六千九百三十二億円、四・一％の増加となっております。このうち、国庫補助負担金等を伴うものは七兆六千六百一十億円で、前年度に対し三千三百七十一億円、四・六％の増加となっております。国庫補助負担金を伴わないものは九兆八千五百三十三億円で、前年度に対し三千五百六十一億円、三・八％の増加となっております。この中で、防災対策強化に要する経費及び地域産業創造対策に要する経費を新たに計上いたしております。

また、少子・高齢化の進展等に対応した福祉施策の一層の充実を図るため社会福祉系統経費を充実するほか、農山漁村ふるさと事業に要する経費、農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、私学の経常費助成に要する経費、地域文化振興対策に要する経費、地域スポーツ振興対策に要する経費、環境保全対策に要する経費、国際化推進対策に要する経費、地域情報発信等対策に要する経費、ふるさとづくり事業に要する経費、災害等年度途中における追加財政需要に対する財源等を計上いたしております。公債費は総額八兆八千六百二十三億円で、前年度に対し一兆一千六百八十四億円、一五・二％の増加となっております。

維持補修費につきましては、前年度に対し百七十九億円、二・〇％の増、九千三百四十七億円を

計上いたしております。

投資的経費は総額三十一兆六百五十二億円で、前年度に対し七千三百三十二億円、二・三％の増加となっております。このうち、直轄・補助事業につきましては十兆九千六百五十二億円で、前年度に対し一十三億二千億円、一・〇％の増加となっております。

地方単独事業につきましては、ふるさとづくり事業、地方特定道路の整備、ふるさと農道・林道の整備、災害に強い安全な町づくりなど、生活関連基盤の整備を重点的に推進することができるよう所要の事業費を確保することとし、前年度に対し六千億円、三・一％増の二十兆一千億円を計上いたしております。

公営企業繰出金につきましては、地方公営企業の経営基盤の強化、上下水道、交通、病院等生活関連社会資本の整備の推進等に配意し、総額三兆一千九百八十八億円を計上いたしております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上いたしております。以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(菅野素子) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(菅野素子) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。倉田自治大臣。

○国務大臣(倉田寛之君) ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成八年度分の個人住民税に係る定率による特別減税の実

施、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の実施並びに平成八年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整率の変更を行うとともに、個人住民税均等割の税率の見直し、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じる必要があります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、当面の景気に特に配慮するため、平成八年度分の所得割額の一五％相当額を軽減する特別減税を二万円を限度として行うこととするともに、個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得について、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分及び四千万円を超え八千万円以下の部分に係る税率の引き下げ等を行うこととしたしております。

また、昭和六十年年度以来据え置かれてきた個人の均等割の税率について、その後の国民所得の推移等を勘案し、その見直しを行うこととしたしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、宅地及び宅地比準土地について、平成八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得した場合に限り、課税標準を価格の二分の一の額とする等の措置を講じることとしたしております。

その三は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。固定資産税及び都市計画税につきましては、平

成八年度の税負担を緩和するため、平成八年度分の宅地等に係る負担調整率を変更することといたしております。

また、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を延長するとともに、公害防止設備に係る非課税措置の見直しを行う等の措置を講じることといたしております。

その四は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に規定する特定集積地区における一定の施設等の用に供する土地またはその取得について非課税とする等の措置を講じることといたしております。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であります。

地方財政に関する事項につきましては、個人の道府県民税または市町村民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じることといたしております。

以上が地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続きまして、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成八年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、平成九年度から平成十八年度までの各年度における一般会計から交付税特別会計への繰り入れに関する特例を設けるほか、各種の制度改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとする等の必要

があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項であります。

まず、平成八年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に、平成八年度における法定加算額四千三百三十八億円、臨時特例加算額四千二百五十三億円、交付税特別会計借入金三兆六千八百九十七億円及び同特別会計における剰余金三百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額四千八百三十億円を控除した額とすることとしております。

また、平成八年度に交付税特別会計において借り入れた借入金のうち一兆二百二十五億五千万円については、その償還金に相当する額を、平成九年度から平成十八年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れることとしております。

さらに、平成十四年度から平成二十三年までの地方交付税の総額につきましては、八千三百十三億円を加算することとしております。

次に、平成八年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、災害に強い安全な町づくり、震災対策の推進等に要する経費、総合的な地域福祉施策の充実等に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村地域の活性化、農山漁村対策、森林・山村対策に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化、情報化への対応及び文化、スポーツの振興に要する経費、消防

救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置することとしております。

また、阪神・淡路大震災復興基金の創設及び雲仙岳災害対策基金の延長に伴い、当該各基金に係る地方債利子支払いに要する経費を措置することとしております。

さらに、基準財政収入額の算定方法について、平成八年度における道府県民税及び市町村民税の減税による減収額を加算することとする特例を設けることとしております。

第二は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正についてであります。

都道府県分の利子補給措置について新規に発行を許可される地方債の利子補給の下限の率及び利子補給幅の改定を行うとともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を高めることとした上、同法の適用期間を五年間延長することとしております。

第三は、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正についてであります。

都府県分の利子補給措置について新規に発行を許可される地方債の利子補給の下限の率及び利子補給幅の改定を行うとともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について財政力による調整の割合を高めることとした上、同法の適用期間を五年間延長することとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(菅野壽君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案に対する政府委員からの補足説明につきましては、理事会で協議いたしました結果、説明の聴取は行わ

ず、本日の会議録の末尾に掲載することにいたしました。

これより両案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷川秀善君 自由民主党の谷川秀善でございます。

ただいま御提案されました地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきましては、賛成をする立場で二、三御質問させていただきます。

平成八年度の我が国経済の見通しの中で書かれておりますが、一番は景気回復の確実化、二番は経済構造改革の推進、三番は豊かで安心できる経済社会の創造、四番は行財政改革の推進、そして五番目は調和ある対外経済関係の形成、いずれも先行き非常に不透明でございます。これらの経済見通しが実現できるかどうかということは大変危惧されるところであります。

特に平成八年度の予算、いまだに軌道に乗っておりませんし、五十日の暫定予算が組まれるような話でございますので、何とか一日も早く予算は可決をして、それでこういう経済見通しが着実に前へ進んでいくようにしていただきたいものと、私も委員の一人として強く感じるところでございます。

そこで、平成七年度と平成八年度のいわゆる国税と地方税、税金というのは国に納める税金と地方に納める税金と、大ざっぱに分けますと大体この二つに相なるわけでございますので、平成七年度と平成八年度のいわゆる国税と地方税の総額で結構でございますので、ちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

○政府委員(佐野徹彦君) 平成七年度と八年度の国税及び地方税の収入見込みでございますけれども、平成七年度につきましては、国税は補正後の予算額でございますけれども、五十三兆七千四百八億円でございます。それから、地方関係につきましては決算はまだ出ておりませんので、地方財政計画の当初見込み額、これで申し上げますと、

道府県税の合計が十四兆三千八百八十億円、市町村税の合計が十九兆七千二百五十九億円、両方合わせますと約三十三兆七千億円余りでございます。

それから、平成八年度でございますけれども、国税の当初予算額は五十四兆四千八百八億円でございます。それから、地方財政計画の關係でございますけれども、地方財政計画に計上する収入見込み額は三十四兆三千八百八億円でございます。

○谷川秀善君 それでは、支出はどうなっておりますか、平成七年度と平成八年度、まあ八年度の予算で結構でございますから、大体推計で結構でございますが、どれぐらいになっておりますか。

○政府委員(遠藤安彦君) 歳出の方でございますけれども、現在、年度が進行しておりますので決算額はまだ出ておりませんが、地方財政計画に計上された額を御参考までに申し上げます。平成七年度におきましては歳出合計が八十二兆五千億でございます。来年度、平成八年度は先ほど御説明をいたしましたように、財政計画の規模としては八十五兆二千八百四十八億円でございます。三・四％という伸び率になっております。

これは財政計画の数字でございますので、実際の決算額とは若干乖離がありますけれども、地方団体においてはこの財政計画の伸び率あるいはその内容に基づいて来年度の予算も計上して、議会で御審議をいただいていることと思っております。一つの参考になる数字ではないかということで申し上げます。

○谷川秀善君 今御説明をいただきましたが、地方と国と、税源についてはこの数字から見ましても、収入の方は国の方が大体倍ぐらい入っております。それで、出る方は地方はその倍ぐらい使っているわけですね。そうすると、収入は半分出る方は倍だということに大ざっぱに言いますと、それをカバーしているんだらうと思うんですけれども、この辺のところは後でまたお伺いをいたし

たいと思います。

それで、三千数百の地方自治体があると思います、県、市町村を入れますと。そうすると、府県と市町村別にいわゆる不交付団体はどれぐらいございますか。

○政府委員(遠藤安彦君) 都道府県における不交付団体は現在東京都ただ一つでありまして、かつてはこれに神奈川県、愛知、それから大阪という大体この四都府県が不交付団体であったわけですが、近年の景気の停滞による地方税収入の伸び悩みによりまして、現在は東京都だけになっております。

それから、市町村の不交付団体につきましては、多いときには大体百八十ぐらいの団体があったわけでありまして、平成七年度はこれが大分少なくなっております。百五十三団体というような数字になっております。

○谷川秀善君 結局、府県は現在もう東京都だけである。大阪もずっと不交付団体でございましたが、交付団体に転落をいたしております。市町村に至っては、三千ほどある市町村のうち百五十三団体である。このままだと、恐らくもつと交付団体が増えるのではないかと思いますけれども、こういう状況の中で自治体さんの方には大変御苦労をおかけいたしておるわけでございます。

それで、いわゆる公債の発行残高ですね、国の方は今大変な発行残高になるといふふうにごにも書いてございますが、平成七年度末で二百二十二兆の見込みだと、こう書いていますね。このままだと、平成八年度の公債残高は二百四十一兆円になる、こういうふうにごに予測をされておりますが、この公債残高、国の方と地方債の残高、平成七年度で結構でございますから、どれぐらいでございますでしょうか。

○政府委員(遠藤安彦君) 地方の借入金、残高の問題でございますが、平成七年度末で、普通会計におきます地方債の残高が現在のところ九十二兆円程度でございます。ただ、これに公営企業の地

方債の残高のうち普通会計が負担すべき部分がございまして、これが約二十兆円ほどでございますので、いわゆる税をもつて将来返さなければならぬという意味の地方債残高で申し上げますと、平成七年度末百二十二兆円程度になるということでございます。

御質問にはありませんでしたが、来年度末の見込みではこの額が百二十二兆円ほどに膨らんでいくということになります。

それから、地方債以外にも地方の借入金につきましては交付税特別会計における借入金がございます。これは将来の交付税から返還をしなければならぬというマクロの意味の地方の借金になつておるわけでありまして、平成七年度末で約十二兆円、それから平成八年度末で十四兆円ということになります。

○谷川秀善君 私の計算でも、平成七年度末では大体百二十三兆ぐらい、平成八年度末では大体百三十六兆ぐらいになるのではないかと、こう思います。

そういたしますと、国と地方を合わせますといゆる借金が三百七十七兆、こういうことになるわけですね。大変な数字だろうと思えますよ、この借金。それで、税収が大体五十三兆ないし五十四兆、こういうことになると、これは何年分になりますか、借金が。国の財政も地方の財政もこれでもつていくのかということがそういう意味では非常に心配になるわけでありまして、それはどういふふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(遠藤安彦君) 御質問のとおりでありまして、国も地方も非常に大きな借入金の残高を持っています上に、来年度の国の一般会計の予算、それから現在御審議をいただいております平成八年度の地方財政、これも戦後最高の財源不足というふうなことでございますので、非常に厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。

特に地方財政の場合につきましては、御指摘のように、確かに全体の借金の総額が大きいという

ことに加えて、個別の地方団体におきましても、公債費負担比率が一五％以上の団体、私どもこういった団体を、財政の硬直化の度合いからいいますと黄信号の団体あるいは赤信号の団体だという表現を使っておりますけれども、平成六年度の決算、昨年度の決算においてどういふ団体が三千三百のうち四割を占めるというふうなことになるわけでありまして。

確かに一時、昭和五十年代の終わりから六十年代の初めにかけて財政が大変厳しいときがありまして、この公債費負担比率が一五％以上の団体というのが地方団体の団体数の五割を超えたこととがございまして。その後いわゆるバブル景気というふうなことで、地方税あるいは地方交付税が順調に伸びてきたというふうなことを背景として、公債費負担比率の割合が一五％を超える団体の数が地方団体の三割程度にまで改善をされたわけでありまして、この二、三年の財政収入が不如意であること、あるいは景気対策を行わなければならぬことといったようなことで借金財政をとらざるを得ないというふうな背景の中で、公債費負担比率の割合が一五％以上の団体が四割に達するというふうなことになるわけでありまして。

私どもは、地方の財政というのはマクロでも借金が非常に多額であるし、ミクロにおいても各団体ごとに変硬直化の度合いを強めているというふうなことで、財政的に懸念をされている状況であります。

○谷川秀善君 ただいまおっしゃったとおりだと思います。特に地方は、県民なり市民なり町民さんのニーズが非常に強いわけですね。だから、あれもやれこれもやれ、こういうことで収入よりも支出の方がどんどんふえていくということだろうと思うんです。そういう意味では、本当にこれから真剣に行政改革をやつてスリムにしていかなければ、この財政事情というのはなかなか改善をされないのではないかと思ひます。

それでは、平成元年、平成二年、平成三年ぐら

いの国税、地方税の収入状況をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐野徹治君) 平成元年度から三年度までというお話でございますので、国税、地方税のそれぞれの決算額につきましてお話を申し上げますと、国税の関係でございますが、平成元年度は五十七兆一千三百六十一億円でございます。それから、平成二年度は六十二兆七千七百九十八億円でございます。平成三年度は六十三兆二千二百十億円でございます。

それから、地方税の関係でございますけれども、決算額で、平成元年度は三十一兆七千九百五十一億円でございます。平成二年度は三十三兆四千五百四十四億円、それから平成三年度は三十五兆七百二十七億円でございます。

○谷川秀善君 今お答えをいただいた数字で見ますと、平成八年度の国税の収入見込み額が大体五十四兆、こういうことですね。それで、平成元年が五十七兆、平成二年が六十二兆、平成三年が六十三兆、まあ地方税の方はおいでとして。これはバブルのときの収入じゃないですか、その辺はどうですか。

○政府委員(佐野徹治君) 私ども、国税関係につきましてはの正確な分析の資料は手元にございませんけれども、この差額が約九兆円近くございませう。恐らく、これは法人の関係の税とか、それから土地の譲渡所得に関するいろんな税がございませうけれども、こういった点の差が大きいのではないかとこのように考えております。

○谷川秀善君 多分そうだろうと思ひます。私は大阪の副知事をいたしておりましたが、地方税でも、いわゆる府民税、法人税を含めまして一番税が入ったのは大体一兆四千五百億ぐらいあったと思ひます。ところが、それからバブルがはじけまして、平成八年度は、見込みでございませうが、もう恐らく一兆一千億を切るのではないかと。そういうことで、私が副知事のとときに基金だとか何とかで貯金をいたしておきまして、やっ

きのう府議会が終わったようでございます。聞いてみますと、それを全部はたいやと平成八年度の予算案が組めた、こういうことであります。平成九年度は、景気がこのような状況であれば、大阪のように非常に税収のある地方自治体でも来年はまともな予算案が組めるかどうかということに非常に心配をいたしております。

そういう意味では、いわゆる住専の解決に六千八百五十億、こんなの当然出してしるべきでしょう。そう思ひますよ、これ。違いますか。バブルでもうかったのは国であり地方だと私は思っております。平成三年度六十三兆、平成八年度五十四兆、九兆ですよ。単年度だけで九兆。それだけ税収が入ったわけでしょう。その辺のところをやっぱよくお考えをいただかないと、これから景気がよくなりませんと本当に国も地方も大変なことに相なるのではないかとこのように私は思ひます。

だから、国は貯金してあったんです。その貯金を出すだけの話じゃないですか。それまたったの一兆五千万と私は思ひますが、どうお考えでございますでしょうか。

○政府委員(遠藤安彦君) 確かに、地方財政におきまして、昭和六十二年度ぐらゐから平成三年度ぐらゐまで、たゞいま税務局長がお答えいたしましたが大変な地方税収がふえ、また国税収入がふえたということは事実でございます。私ども、当時財政を担っていたとしておりまして、この税の自然増収というものをどういう方向に使うべきかということと二つの対策を立てたわけでありま

す。一つは、昭和五十年代におきます財源不足の時代に、大変無理をして交付税特別会計で借り入れをする、あるいは地方債を増発するというようなことをやっておりまして、当時、地方の借入金が非常にふえておったということがあったわけでありま

す。これをある程度余裕が出てきた税収入の中で過去の借入金を返済していこうということ

実施をいたしたわけでありま。具体的に申し上げますと、その数年間で、交付税特別会計の借入金で地方負担分が六兆円ほどあったものを、平成三年度ではこれを一割の六千億程度にまで縮めたということが一つござい

ます。それから、五十年代に十兆円近く出しました財源対策債、これにつきましてもいわゆる実質的な償却措置を講じたということで各地方団体に減債基金を設置していただきまして、交付税でその減債基金の設置に必要な金額というものを基準財政需要額の中に算入をして積んだわけでありま

す。こういった過去の借金あるいは借入金の償却というものを私の計算では十三兆円ぐらゐ行つて、このときに地方の借入金というものがかなり身軽になったということが一つあるわけでありま

す。それから第二の点は、地方の時代あるいは地方分権の時代ということですが、地方団体が自主的、自立的に仕事ができるというのはどうしたらいんだらうかと当時随分議論をいたしまして、到達した結論というのは、地方が単独で事業を実施できるようにすることとがやはり非常に重要ではないかということであったわけでありま

す。これまでの投資的な経費の歴史からいいますと、いわゆる大きな事業は国から補助金をもらつて実施するということが主流になっておつたわけでありま。地方の単独事業というのは、国の補助金を受けて行えないような小さな仕事を単独事業でやるという考え方が定着しておつたわけでありま

す。後、地方財政史上初めてでありますけれども、単独事業が補助事業を上回るというようなことになつております。現在は、単独事業が補助事業の一・五倍あるは一・八倍といったような水準になつておるわけでありま

す。私ども、バブルのおかげと言つて語弊があるかと思ひますが、税収入というものが予定以上に入つたときには過去の借入金を返済する、そして地方の自主性を伸ばすために単独事業の規模を大きくする、そういったようなことに使つてきたというように思つてゐる次第でござい

ます。○谷川秀善君 おっしゃったとおり、やはり地方は地方なりに努力をして、税源の増進といひますか税の再生産といひます、そういうことは努力をしていかなきゃならないと思つております。

それで、地方交付税法についてちょっと伺ひをしておきたいんですが、第六条の第三項、これには、総額がおおむね一割程度以上財源不足が二年連続して生じ、三年目もそういう状態になつたときにはやらなきゃいかぬと書いてござい

ます。が、今年度の場合にはそれをおやりになつておられないですね。その理由をちょっと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(遠藤安彦君) 地方交付税法六条の第三項の規定は、大幅な財源不足が引き続いて三年以上生ずるようなときには地方行政財政制度の改正または交付税率の引き上げを行うものとするという規定があるわけでございます。御指摘のように、平成六年度及び七年度に引き続きまして来年度も大幅な財源不足が生じることになつたわけでありまして、私どもは、この地方交付税法の六条の第三項の規定に該当する事態に立ち至つたというところで、平成八年度の地方財政対策に取り組んだわけでございます。

御指摘の中で、六条の第三項の規定に該当する措置を講じなかつたのではないかとこのことと

の規定による財政制度の単年度限りの改正ではございませうけれども、それを大蔵省と協議いたしまして、最終的に決定をして法律の中に書いて御審議していただいておりますように理解をいたしておるわけでありませう。

どうしてこういう単年度限りの措置をとったかということですが、幾つか理由があるわけでありませうけれども、一つには、税収入の動向というのは経済の動向に大きく左右されるわけでありませうが、平成五年度及び平成七年度にとりまして景気対策のための補正措置等々の影響もあつて、最近ようやく景気に明るい兆しが見え出してきたというようなことがあります。そういったことから来年度の税収というものを見きわめる必要があるのではないかという点が一点。

それから、平成九年度には、既に法律で決定していただいておりますけれども、地方消費税の創設を控えて、平成八年度のうちに税制改革の議論が予定されているわけでありませう。そういった結果も地方財政に大きな影響を及ぼすというように想定をされるわけでありませうので、交付税率の引き上げといったような恒久的な制度改正というものはこの場合必ずしも適当ではないのではないかという判断のもとに、御提案をさせていただいております。平成八年度限りの特例措置ということにさせていただいたわけでありませう。

中身につきましては、通常収支の不足について、平成六年度、七年度につきましては地方団体のサイドで交付税特別会計で借入れをして償還していくということでありませうが、平成八年度につきましては、国と地方が折半してそれぞれ補てんする措置を講ずるということで対策をまとめたわけでありませう。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○谷川秀善君 大変御苦労をされたことはよくわかるわけでありませうが、いずれにいたしまして、これからは地方分権の時代である、こう言われておりますし、また地方分権法も成立して本当

に地方分権を進めてまいらなかならない時期に來たと思っておりますが、いずれにしても一番大切なのは財源であります。これは幾ら権限を地方に分権をいたしまして、実際に仕事をやる場合に、いわゆる財源が伴わないと地方分権は絵にかいたもちになるのではないかとこのように思っております。

そういう意味で、いわゆる各種補助金、これは各省にまたがっておられると思ひますが、補助金総額、地方団体に行つてゐる額はどれくらいでございませうか。平成七年度で結構でございませう。

○政府委員(遠藤安彦君) 平成八年度の手元の数字で申し上げさせていただきますと、来年度の地方財政計画におきます国庫支出金の総額は十三兆六千六百六十二億円でございまして、前の年度に對しまして二千六百四十五億円、二・一％の増加になつております。

○谷川秀善君 そういたしますと、地方交付税と補助金を足しますと、もう相当な地方団体の財源になつてゐるわけですね。固定財源以上に行つてゐる地方自治体も相当あるのではないと思ひますが、この二つを何とかお考えいただいて、税制改革の中でも、せめて六次府県ぐらゐは地方交付税をちようだいしなくてもやつていける、補助金をお組み立ていただかないと、なかなか地方分権は前へ進まぬだらうと私は思つておるわけでありませう。

そういう意味ではこれからは非常に大変な問題だらうと思ひますが、いわゆる独自財源を地方自治体に与える方向で考えをいただきますと、本當に地方分権を進める上では絵にかいたもちになつてしまふんじゃないかというふうに私も長い間地方自治体で働かせていただいた一員として思つてゐます。

これは當然それぞれ地域差がございませうから、十分国の方で配分をお考えいただいて、もうどうしても税収が上がらぬ市町村もありますよ、そう

いうところへはそういうふうによつていただいて、それで少なくとも大阪府などが交付団体になるんという状況では、これはどうも地方分権が前へ向かうかどうかということは大変危ういと思ひます。特に府県税は景気の変動に一番左右されるわけですね。だから、恐らくこれから景気が回復をいたしまして、それが税にはね返つてくるのは二、三年かかるわけですね。ところが、景気が落ち込みますとその影響は明くる年にどかんとくる、こういう税体系になつてゐるわけですね、税の分配になつてゐるわけですね。

だから、その辺もよくこれから十分お考えをいただいて、せめていわゆる六次府県、六次都市ぐらゐは交付金をいまだなくても自前で仕事をやつていけるというふうをお願いをいたしたいと思ひますが、自治大臣、地方分権を進めるに当たつて、税制と財源の確保についてひとつ御決意をお伺ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○政府委員(遠藤安彦君) 総括的なお話はまた大臣から御答弁があるかと思ひますが、部分的な問題につきましては御質問の中にありましたので、ちよつと私から御答弁をさせていただきます。

御質問にありましたとおり、地方の一般財源というのは税と交付税で成り立つてゐるわけでありませう。税は独自財源でありますから、そういった意味で地方の財源を考へる場合には、やはり税収入というものを主体に物をお考へていかなければならないだらうというふうに思つてゐるところであります。

ただ、御理解をいただきたいのは、この三千三百の地方団体の大半は大変財政的に脆弱な団体が多いわけでありませう。この三千三百の中で、交付税の収入額の方が自分のところで徴収する地方税の収入額よりも多いという団体が実に七割もあるわけでありませう。こういう団体は要するに税源がないわけでありませうので、税源を幾ら地方のサイドに大きくしましても直接的には税収がふえない

ということがございませう。

私も、これから地方分権ということが大きな課題になつてきておるわけでありませうので、地方の税源の充実ということを考へていくわけでありませうが、やはり税収入を基本としながらも弱小団体のためには交付税のことも考へていかなければいけないということ、ある意味では税と交付税のバランスというものを考へて地方の財源対策を講じていかなければならないのではないかとこのように思つてゐる次第であります。

御提案しております平成八年度の地方財政対策の中でも、実は私も苦心をいたしましたのは、地方税収入が御指摘のとおり前年度に對して〇・一％の伸びであるという点で、税収はほとんど伸びない。そういった中で交付税の伸び率をある程度確保いたしませんと、地方団体の財政運営というのが非常に窮屈になるといふようなことで、最終的には借り入れ部分が多いのではないかとこのようにお考へをされてゐるわけでありませうけれども、交付税の伸び率を前年度に對しまして四・三％と、財政計画全体の伸び率三・四％よりも大きくしたというふうな背景もあるわけでありませうので、そういった点も御理解をいただければ非常に幸であるというふうに考へております。

○国務大臣(倉田寛之君) 谷川委員からいろいろな角度で御指摘がございましたが、地方分権の推進という点につきましては、自治省といたしましても極めて重要な課題の一つであるという認識のもとに、その実現を図つてまいります。言うまでもなく地方団体が地域の実情に即した事務事業を自主的、自立的に行つて、同時にまた住民の皆様の福祉の向上を図つていくということが肝要だらうというふうに思ひます。そういった意味からも、事務の配分に應じた地方税財源というものを安定的に確保して財政の基盤というものを確立していくということにつきましては御指摘のとおりだらうと思ひます。

もお答えを申し上げましたが、先般の税制改革におきまして、地方分権を推進して地方税源の充実を図るために地方消費税というものを導入することにしたところでございますが、地方分権の推進に当たりまして、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実強化というのは不可欠でございます。

したがいまして、地方税の充実強化というものを基本としながら、地方交付税の充実強化であるとか、権限の移譲、国庫補助負担金の整理合理化等とあわせて、国から地方への税財源の移譲を図っていくという考え方にきまして地方分権推進委員会の審議の場に積極的に伝えを申し上げまして、国と地方の役割分担に応じた地方の税財源の一層の充実強化、あるいは地方分権の推進という意味においてもこれに資してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

委員御案内のように、地方分権推進委員会におきましてはこの三月に中間答申が出されます。この中間答申を出した後は、本年の末には、指針の勧告に向けていろいろな関係団体からヒアリングをしつつ取りまとめを行っていくものと承知をいたしておりますので、それらの審議を踏まえながら今御指摘の点につきましては対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○谷川秀善君 ありがとうございます。どうぞよろしく願います。

○渡辺四郎君 先ほどから予算の説明の中でもいろいろお話がありました。それから今、谷川先生の方からもいろいろと財政問題について質問がありました。もう少し私は八年度改正問題を中心にお尋ねしてみたいと思います。

自治省がまとめた平成六年度の都道府県及び市町村の決算を見てみますと、先ほどからお話がありますように、引き続き景気の低迷やそれに対応した特別減税の実施などの影響によりまして、都道府県では三年連続、市町村においては戦後初めて地方税収が前年を下回る、こういう結果になり

ました。地方財政の現状は、今お話があったように非常に厳しい状況にあるわけです。

そこで、八年度においても、住専の処理問題を含めて、残念ながら今の景況状況というのはよい方向に上昇するという見通しは余りないんじゃないか、特に税収の伸びというのが期待できないというふうになります。非常に厳しくなるといふふうに思っておかなきゃいけないんじゃないか。

〔委員長退席、理事鎌田要人君着席〕

そのような観点から八年度の地方税制改正案を見ますと、税負担の軽減措置が非常に目立っており、これは厳しい状況になるわけですが、なかなかこれは厳しい状況になるわけですが、しかし、これらの地方税制としては、これも先ほどからお話がありましたように、九年度から地方消費税が導入されるという方針のようでありまして、平成八年度予算はそういうおつもりで計画がされておるといふふうに思っております。

ここで、何点かに絞って八年度予算の改正案のポイントを、あるいは概要でも結構ですから、財政局長の方からお聞かせ願えたら幸いでござい

ます。

○政府委員（遠藤安彦君） 平成八年度の地方財政対策であります。一つは地方財政対策全体の問題であります。財源不足額が非常に大きい中でどのように対応するかということであり、私は、平成八年度の地方財政対策に入ります段階で、課題として大きく二つあるというふうに考えておったわけであります。

一つは、言うまでもありませんけれども、三年連続で地方財政に大きな通常収支の財源不足がある。このことは、とりもなおさず地方交付税法六条の第三項の規定に該当するわけでありますので、この規定をどのようにクリアするかということでございます。

それからもう一点は、地方税収が今御質問にありましたとおり伸び悩む、むしろ前年度と同額程

度であるという中で、弱小団体の多い地方財政の運営を支援するために、交付税というものをある程度確保しないといけないのではないかと、二つの課題を、実入面では抱えているということとで財政対策に入ったわけであります。

結果といたしましては、第一の六条の第三項の規定のクリアの問題につきましては、御提案をさせていただいておりますとおり、通常収支の不足のうち交付税をもって対処すべき部分については国と地方で折半して責任を分担しようということにさせていただいたわけであります。

〔理事鎌田要人君退席、委員長着席〕

しかもその中では、ここ数年とられておりましたように、単に交付税特別会計で借り入れをしてそれを後年度返済するという方式ではなくて、借入金将来ふやさないという意味からは国の一般会計から直接繰り入れられる額を多くする、そういうことに意を用いたわけであります。法定加算額四千三百三十八億、それから地方から国に貸しておりました残額が約一兆円ほど平成九年度以降返していただくことになっておりましたが、このうち四千二百五十三億を繰り上げて返していただくという措置をとったわけであります。これらのことにつきましては、国におきましても大変厳しい財政状況の中でこういった措置をとっていただいたということ、やはり地方財政が相当厳しいというのを御理解いただいた上での措置であると思っております。

それから、もう一つの課題につきましては、交付税の総額の伸びを前年度に對しまして四・三％の伸びにすることができたわけであります。地方財政計画の伸びが三・四％という中で四・三％の伸びが確保できたということ、一般財源全体の伸びが税まで入れますと一・八％程度ということとでございます。率としては低うございますけれども、弱小団体を中心に交付税が伸びたということとで、地方団体の方もある程度の安心感を感じることができたのではないかと、このように感じている

次第であります。

それから、歳出面におきましては、この二、三年の借入金主体の財政運営ということでございしたもので、借入金の返済、地方団体でいいますと、いわゆる公債費に当たるわけでありますけれども、公債費の伸びが非常に高いということはもう避けられないことであります。しかし、経済事情及び税収入等の状況が厳しいわけでありまして、やはり全体の歳出というものは厳しく抑制基調でやっていくべきではないかということで、これまで二けたの伸び、また平成七年度では五％の伸びを確保いたしておりました地方の単独事業の伸び率も三・一％というぐあいに低く抑えまして、地方財政計画を含む全体の伸び率は三・四％ということになったということが主要な歳入歳出の特徴かと思われ

○渡辺四郎君 確かに交付税総額を確保するため大変な努力をされたことは、私も先般の委員会でも評価しておるわけですが、そういう大変な努力にもかかわらず、非常に財政の厳しい中で、特別減税が改正案では八年度も七年度と同規模の個人住民税の定率による特別減税を、所得税との見合いという関係もありましようが、継続することになっておると。

これは御承知のとおり、六年の税制改革要綱の備考に書き込まれているものですが、現在の経済状況等を総合的に勘案した場合、八年度もやっぱり実施をするということについては、これは妥当なものだということとで政府や与党でも踏み切ったと思うんです。この特別減税の継続についてはもう三年にもなる、制度減税は三年目ですから、ということになりますと、非常に好意的に受け取られておる一方、この方式については、こんなに続けば九年度以降は恒久減税化すべきじゃないかというお話もあるわけですね。

ですから、これは非常に難しい問題であるわけですが、確かに今二階建て減税というようなことで非常にわかりにくいといいますが、厳しい財政事情や先の読みが非常に難しい景況状況を考えた

場合には、所得課税への負担軽減と景気対策の要請という双方にそれぞれ配慮する仕組みになつておるものですか。それから、特別減税をもし恒久化するとした場合、私は新たな代替財源をどこに求めていくかというのを考えなければいけないと思ふし、先ほどありましたように、これから先、高齢化社会が進んでいく、地方の非常に皆さんのニーズが起きている、そういう中で確かに消費税そのものの引き上げについてはかなり国民の皆さんからも抵抗があるわけですから、国民の合意を得るためには大変難しい思いがするわけです。

これは大臣にちょっとお聞きをしておきたいんですが、もし減税として恒久化しようというふうな場合に、代替財源等について何かお考えがあれば、大臣の御所見をお伺いしておきたいと思ふんです。

○政府委員(佐野徹治) 税制に関する事でございまして、私の方から御説明をさせていただきます。今お話がございましたように、個人所得課税の減税の関係と消費税率の見直しとの関係、これらをあわせて一昨年十一月の税制改正でセットで法案をお決めいただいておりますので、今お話がございまして恒久減税分、制度減税分と、それから臨時的な申しますか単年度の特別減税分、これらをセットにいたしまして、一方では地方消費税の創設、それからまた全体の地方財政フレームの中で消費税の地方交付税からの繰り入れ税率の引き上げ、こういうことがセットで決められておるものでございます。

そのときの経緯の一端といたしまして、平成八年度分につきましてはその後の景気状況を見ながら考えていくということ、昨年の税制改正におきましてその時点での景気状況を判断いたしまして、平成八年度におきましても平成七年度に引き続いて、特に当面の景気に配慮をして実施する

ということ、今御願いをしておるものでござい

ます。こういう観点からいいますと、特別減税それ自体はあくまでも景気対策、経済対策の一つとして考えられているものというように私も理解をいたしております。これは自身恒久的なものとして考えられているものではないということ、御理解をいただければと思っております。

○渡辺四郎君 それでは、次に固定資産税の問題についてお伺いをしたいと思います。

御承知のように市町村の基幹税目であることはもう間違いないわけですが、これも先ほどからお話がありましたように、特に都道府県段階になりますと景気に非常に左右されるという不安定な状況にありますが、市町村段階では非常に大きなウエートを占めておる問題で、急激な地価の下落を背景に土地評価額と地価公示価格の逆転が問題化したために、七年度の税制改正では異例の措置として二年後の地価下落を織り込みながら臨時的な負担調整措置を図つたわけですね。この中でそういうことでやってまいりましたけれども、なお大都市に住む居住者の皆さんの中からは、地価が下がるのに何で固定資産税が上がるのかというような疑問の声が出されてまいりました。

一方、先ほどから言いますように市町村の基幹税目ですから、自治体としては非常に大事な税源であるということ、大変な難しさはあるわけですが、結果的には緊急の臨時措置ということになるのか、あるいは負担調整を講ずるということになったと思ひますけれども、昨年九五年の一月号の雑誌の地方税についての新春座談会で、当時の板倉固定資産税課長は、平成七年度の改正で評価がえに伴う特例措置はぜひ今回限りとする必要があるというふうなことは述べられておりましたが、今申し上げましたように、八年度もさらなる負担調整率を変更する、こういうふうな提起されております。

わからぬことはありませんが、この理由を少し

説明していただきたいということと同時に、本年度も地価は先般発表の発表のとおり下落が続いております。そうしますと、もしこのような措置が三年連続するようになれば、固定資産税のあり方そのものについても抜本的に検討を加えなければならぬんじゃないかというのが一つの問題としてあるわけですね。

九年度は、御承知のとおり固定資産税の三年に一回の評価がえの年に当たるわけですから、今、今の地価の動向や経済状況あるいは税負担の状況等について、先ほど申し上げましたように総合的な角度から検討を加えて、そして必要なのは、今、固定資産税の算定方法が特例措置とか負担調整とかいろいろあつて非常にわかりにくいというの、一般の住民の皆さんの声、窓口に来て市の職員、町村の職員が説明しても住民の方はなかなかわかりにくい、こういう声があるわけですね。

税制というのは簡素化が中心でなきゃいけないわけですから、そういうふうなわかりやすい制度を含めて検討し直す必要があるんじゃないかというふうな私自身思ふわけですが、これについてどういうお考えがあるかお聞かせください。

○政府委員(佐野徹治) まず、平成八年度の税制改正案でさらに負担調整措置の見直しを行う、この理由についてでございます。

平成六年度の評価がえでございますけれども、この平成六年度から、土地基本法等の趣旨を踏まえまして地価公示価格の七割程度を目標として評価の均衡化、適正化を図つたところでございますけれども、固定資産税というものが毎年資産を所有しておることに對しまして恒常的に申しますか、継続的に課税をするという性格の税でございますので、これに伴います税負担面につきましては、平成五年度の改正、平成七年度の改正、それからまた今回の平成八年度の改正、それぞれい

平成五年度、平成七年度、いろんな調整措置を講じたわけでございまして、そういう経緯もあるわけでございますけれども、ここ数年連続いたしまして地価が下落を続けているということ、それからまた国民所得とか企業の収益が必ずしも伸びていないという最近の経済情勢も踏まえまして納税者の負担感にもやはり配慮する必要があるのではないかと、こういう点も考えまして平成八年度におきましても負担調整率の変更措置を現在御願しておるところでございます。

それから、制度が非常に複雑になっているじゃないか、こういうお話でございますが、確かに平成六年度の評価がえに関連をいたしまして、今御説明を申し上げましたように平成五年度の改正、七年度の改正、またこのたび八年度の改正案で特例措置をお願いしているわけでございましてけれども、現在の固定資産税の税額の計算の仕組みが非常に複雑になっているという事は私も事実であると思つておるわけでございまして。基本的に課税の仕組みというのはできる限り簡素化が図られるのが望ましいというふうに考えておるところでございます。

それから、固定資産税のあり方の問題でございます。固定資産税というのは市町村税の基幹的な税目でございますし、税の性格から申し上げても市町村税として非常にふさわしい税であるというふうに思つておりますので、この税につきましては、中長期的に見ますとこれを充実していく、そういう方向を基本とすべきであるというふうに私も考えております。

それで、具体的話といたしまして、平成九年度は評価がえでございます。平成九年度の評価がえにつきましては、私も地価公示価格の七割を目標にということでそれぞれ市町村に評価がえの作業をお願いしてございましてけれども、このところ地価の下落、こういうことも反映をいたしまして、土地の評価の均衡化、適正化、これが図られていくのではないかと思つております。

えの動向もよくにらみながら税制調査会でもいろんな議論がなされると思いますので、そういうことにつきましても十分留意をいたしながら、平成九年度の評価がえ、それからそれに関連いたします税負担の問題につきましてもは考えてまいりたいと思っております。

○渡辺四郎君 去年の予算編成の段階で、平成七年度の固定資産税の評価がえでは私も一緒に委員会で大変な議論をしてきた。本場に異例の措置として、二年後まで地価がどう下がっていくかというところで決めていたいきさつがあったわけですが、政府税調や与党の中でもそこらの理解がなかなかいかなかったんじゃないかと、実は悔しく思った一幕もあったわけです。この辺が国民の皆さんにも余り理解されない部分があったんじゃないかというふうに思うわけですから、ぜひひとつ九年度の評価がえについてはわかりやすい方向で、国民の皆さんの協力を得るということに努力をしていただきたいというふうに思うわけです。

最後に、私は先般来も申し上げましたが、もう地方財政は危機的な状況だ、だから地方財政の危機的宣言を発するべきではないかというようなこととまで申し上げましたけれども、これも谷川先生からお話がありました。経常収支比率や公債費比率の悪化の傾向というのは、六年度の市町村決算を見ましても、先ほどお話がありましたように、経常収支比率が七五%以上の団体が前年度よりも五百二十一団体ふえたと。千七百四十一団体で、全体の五割に達し、財政構造の硬化が一層増してきたということも局長からお話がありました。

こういうことを第一に押さえるながら、第二はやはり公債費比率もどんと伸びておるということで、警戒ラインの一五%以上の団体が前年度よりも二百二十一ふえたと、これも千三百二十二市町村となつて全体の四割を占めている。公債費の負担が増大をきておることを示しておるわけですが、こういう財政構造の弾力性を判断する指標

として使われております経常収支比率や公債費の負担比率が悪化しているのを見ると、地方財政の状況は、先ほどから申し上げますように、もう危機的状況に近づいておるといふふうに思うわけです。

その中で、行政経費の効率化あるいは節約ということも十分注意をしなければいけないわけですが、一方、景気が低迷をする、税収は落ち込む、しかしそういう中でも地方は景気回復のために単独事業を中心に経済対策に大変な協力をしなければいけない。そうしますと、どうしても財政支出は大きくなっていく、財源不足が出るものですから地方債を増発する、その結果公債費の負担比率がどどん増加をしていく、ますます地方財政を圧迫してくる、こういう現状がここ二、三年続いているというふうに見えなさいいけないんじゃないでしょうか。

そういう中で、昨年の暮れに財政危機宣言を大蔵大臣が発表をいたしました。国家財政の危機をクロージアアップしましたが、本年の一月に大蔵省は「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」を提起いたしました。大臣が参加のもとに閣議決定をいたしました。

その中で、八年度予算と財政の現状、今後の財政改革の課題を示しておりますが、その末尾に、一定の仮定のもとに中期的視点に立つた財政運営を進めていく上での手がかりを示すものとして、後年度負担額の推計をもとに今後の財政事情を「財政の中期展望」ということで平成七年度から十一年度という形で試算をしておたようです。

地方もそういう点では財政危機宣言をやり、国民の皆さん、住民の皆さんに地方の財政の現状を訴えていくということも一方ではやりながら、そういう地方財政の現状をわかりやすいような方向で住民の皆さんに示す方法があるんじゃないか。

数字で示すのはなかなか難しいかもしれませんが、公債費比率とかいろいろ言つたてな

なかなかわかりにくいものですから、これほど借金がありますよ、後世に残さないためにはどうすればいいんですかというのを含めて、住民の皆さんの理解を得るためにしなければ、来年からは、例えば五%の消費税の引き上げ問題についてもまだまだ国民の皆さんも、高齢化社会に向けて金は要するといふのはわかつておりながらも、負担増にはやっぱりなかなか難しさがあるものですから、そういう点も含めて、私はここでやっぱり地方自治体の財政の危機ということを大きくクロージアアップして国民の皆さんの協力を得るべきじゃないかというふうに思うわけですが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(倉田寛之君) 渡辺委員の御指摘がございましたように、国の財政につきましても、平成七年の十一月にいわゆる財政危機宣言が行われました。地方財政につきましても、まことに厳しい状況にあることは御指摘のとおりでございます。

こういう状況にありますことを国民の皆様様に御理解いただく必要があることは変わりがございませんが、自治省としてやらなければならないということは、このような状況のもとにおきまして地方団体がその役割を十分果たしていけるように必要な財源を確保して、地方の財政の運営に支障が生じないように最大限努力をしなければならぬというふうに考えておるところでございます。

なおまた、中期展望等につきましては技術的な問題でもございますので、財政局長よりお答えをさせていただきますと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) 御質問の中に財政の中期展望が掲げられておるわけであります。地方も、かつては中期展望といいますが、中期見通しというふうなものあるいは財政の参考試算といつたようなものを出した経緯もあるわけであります。が、地方の場合は何せ三千三百の地方団体の集合の財政であるわけでありまして、積み上げ方式による将来推計というのはこれはほとんど不可能であるわけでありまして。

一つは、国の政策がちよつとでも変わりますと地方の財政に大きな影響を及ぼして想定した数値が狂つてしまふというようなことがございまして、現在、こういう中期的な財政動向といったようなものをあえてつくるということはいないわけでありまして。ただ、先ほど大臣が御答弁されましたけれども、基本的にはやはり三千三百の地方団体が財政運営に支障のないような財政対策を講じていく、しかも厳しい財政状況の中で借入金等の問題も非常に大きく地方財政にのしかかつてきているわけでありまして。

御指摘がありました国民にそういう状況を理解させる必要があるのではないかとということにつきましては、よくそういう御趣旨を頭に入れて今後対応をしてみたいというふうに思っております。

○渡辺四郎君 終わります。

○西川潔君 よろしくお伺いいたします。いろいろ予算のお話をお伺いいたしまして、私は、来年度に新たに創設される介護つき高齢者住宅事業について本日はお伺いしたいと思っております。

この公営介護住宅につきましては、三年ほど前に公営企業金融公庫の研究会から報告書で提言がされましたときに当委員会でも質問をさせていただきました。その後経過について御説明をいただきました。三年という短期間で事業化に至るということは関係者が本日にどれほど努力をいたしたか、ここで敬意を表したいと思います。

そこで、今後、各自自治体におきまして整備を進めていかれるに当たりまして、課題と展望についてお伺いしたいと思うんですけれども、自治省では公営企業制度について基本的な枠組みから見直す方針であるとお伺いしておりますが、まずこの点につきまして大臣の方からお伺いします。

○国務大臣(倉田寛之君) 地方分権の時代を迎えまして、地方団体みずからの創意工夫によりまして地域の総合的な経営を目指すことが期待をされていると存じます。なおまた、みずからの力で高

高齢化対策等に対する新たな課題に積極的に対応していくということも求められていると思います。

こういった状況の中におきまして公営企業がいかに対応していくべきか、こういう問題意識のもとに、来年度、部内に研究会を置きまして、地方公営企業を取り巻く現状にかかわる課題であるとか、社会経済情勢の変化などに即応した地方公営企業のあり方などにつきまして調査研究を行うことにいたしているところでございます。

○西川潔君 そうした中で、自治省では、来年度より地方自治体が公営企業を通じて公営介護住宅を整備する場合に財政支援をしていく、こういうふうに出ておられるわけですが、その趣旨と内容について、昨年三月に報告されている公営企業金融公庫の調査結果について伺いをしたいと思います。

○政府委員（遠藤安彦君） 公営介護住宅を整備する場合に財政支援をしようということですが、高齢者の人口が増加をしていく、その中で要介護者というものが当然急増するというように予想されるわけでありまして、核家族化が進展しておりますし、それによりまして高齢者の世帯あるいはひとり暮らしの高齢者が増加をしていくということが当然予想され、今後の大きな問題だという認識を私も持っているわけでございます。一方では、この高齢者介護サービスの供給体制というのははまだ必ずしも十分でないという状況でありまして、民間が経営する有料の老人ホームの多くは入居に当たって大変多額の資金を要するというような状況でございます。

御質問にありましたように、平成六年度に公営企業金融公庫が設置した研究会で検討をいたしたわけですが、その結果を踏まえて、地域における高齢者に対する福祉サービスの供給体制の整備に資するために、高齢者に対する住宅の提供と生活サービス及び介護サービスの提供を一体的に行う介護つき高齢者住宅事業を公営企業として実施する場合について、新たに建設改良費の一

〇%について一般会計から出資を行いまして、そのうちの五〇%について交付税措置をしようという内容のものであります。そういった措置を講じることによって事業化を支援していこうという趣旨でございます。

○西川潔君 そこで、自治体において現在の住宅の設立を予定しているというような状況について伺いたいと思っております。

○政府委員（遠藤安彦君） 先ほど申し上げましたように、この研究会の報告書を踏まえて平成八年度から事業化のための支援措置を講じようということでありまして、地方公共団体に対しては積極的に事業化について検討を行っていただくようお願いをいたしているところでありますが、事業の性格上、事業化までにはある程度地方団体の中で検討をする期間が必要だろうと思われまして、制度が決まっております翌日から事業に着手するという性格のものではないわけでありまして、各地方団体において、いろいろの点から事業化の可能性について検討をしていくことになろうかと思っております。

現在、私の手元には、県レベルにおいて数団体が事業化の可能性について検討を行っているというように聞いておりますが、今回の財政措置を活用してできるだけ多くの団体が積極的に事業化について検討をし、そして実施していただきたいなというように希望をいたしておる次第でございます。

○西川潔君 よろしく検討をお願いしたいんですけれども、自治体の中でも設立に当たりましてさまざまな問題に直面しているというお話も伺いをいたしております。

そうした中で、公営介護住宅としてはどのような特色と役割を持ち合わせるかということだと思ふんです。例えば、同じ中堅所得層を対象としているケアハウスの場合ですけれども、介護は外部のサービスを利用するといったシステムとなっております。また、寝たきりになりました場合には特別養護老人ホームなどへ移ることになるケースが大変多いわけですね。

この点、この住宅の場合は終身介護を住宅内で受けることができるのでしょうか、またその場合にはサービスは外部のサービスを利用するのか、それとも自前でやるのか、そして自前で行う場合はマンパワーの確保につきましてどのようにお考えであるのか、公営介護住宅の特色と役割について伺いたいと思っております。

○政府委員（遠藤安彦君） 今回、公営企業として財政措置を講じようとしております介護つき高齢者住宅事業でございますけれども、高齢者に対する住宅の提供と、それから生活サービス、介護サービス、こういったものの提供を一体的にやるという事業であります。入居時に徴収する一時金と、それから月払いの金額によって運営する終身利用型の施設というように認識をいたしております。

したがって、御質問にありました、基本的に入居者の負担により施設内で終身介護を受けることができるというように考えております。法律上の区分で言えば、有料老人ホームの一種になるのかというように思っている次第でございます。

○西川潔君 次に、このサービスの質と入居費用面とのバランスについて伺いたいと思っております。

利用者の立場からいいますと、例えば寝たきりや痴呆症になったとしてもこの住宅内での終身介護を希望されると思います。その場合には、当然ながら手厚い介護が必要となってくるわけですが、入居料金はもうアップすると思ひます。しかし、中堅所得層を対象にするのであればある程度の限度があると思ひます。ですから、自治省ではこの点をどういうふうに、今お金の話ばかりと出たんですけれども、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員（遠藤安彦君） この事業でございますが、基本的には受益者負担の原則のもとに、さっき言いました住宅の提供、生活サービス、介護サービスの提供と一体的にやるという事業でございます。

いますから、このサービス水準を上げるかどうかということは入居者負担の水準とどうしても連動をするというように考えております。

公営企業の研究会で事業化の可能性を検討するに当たって、民間の事業も現在あるわけでありまして、そういったものにおけるサービスの実施状況を参考としながらサービス内容を設定して、居室の規模などについては民間事業の場合よりもやや小さめに設定をする、そういうようなことによりまして入居者の負担が軽減されるような試算をしたわけでありまして、今回の事業化の支援措置においては一般会計の出資制度というものを設けることにいたしましたので、さらに入居者の負担の軽減が図れるというように配慮をしたところでございます。

各地方団体が具体的にこの事業化を検討する場合には、研究会の報告書等も参考にしながら、その地域地域の実情に合ったサービス水準をどうするのか、それから地方団体の対象とする入居者の負担の水準をどの程度にするのか、そういったものを検討した上で具体的な事業化を図っていただきたいというように思っている次第でございます。

○西川潔君 報告書のシミュレーションの結果でございますけれども、百人規模の施設におきまして、一人室で入居時の一括支払いのお金が約二千六百万円、月払いが約十三万円、二人室で約四千三百万円、月払いが二十二万円、こうなっております。民間に比べまして低額とはいえないものの、かなり高額感があるわけですね。入居する場合には、大金の捻出のために持ち家を処分するケースが非常に多くなっているように思ひます。しかし、パブルが崩壊した現在、土地などの財産処分は大変難しいと思われまして、中堅所得層にとりましては退職金だけでは不足する、その分の資金の捻出が現実には相当難しい状況にあるわけですね。そうした中で、持ち家を処分してこの住宅の入居資金とする場合に買いかえ特例の対象にならないかといった要望も前からあるわけですね。

も、これらの点についてどのようにお考えでしょうかと、少しお待ちいただきたいんですが、実は昨日、質問の内容を事務局を通じて自治省の担当者の方に御説明をさせていただいたんです。これはひとつ僕からお願いですが、僕は委員会会で役所の人を裏切ったりとかそういうことは本当に一度もしたことはないし、西川さん、これは答弁ができないというふうなときには、ちゃんとそちらの理由も聞きまして、相談の上やらせていただいているんです。そのときには、僕はいつもここで質問書を読んで演説だけをして終わらせていただいております。

実はきのう、自治省の方に二人お越しいただいたんですけれども、お一人の方が、それは大蔵省に聞いていただきたい、自治省は答弁できないと、その物の言い方が大変心痛むものでございましてというお話も聞いております。それは大臣の方から、また局長さんや上におられる方々からひとつよき御指導をさせていただきたいと思っております。

僕は、重箱の隅をつつくようなそういうことは今まで一度もしたことはございませんし、お話をいただいたときには、御無理な答弁をいただくことも自治省の方に一度もしていません。今までの方にはちゃんとお話をさせていただいて、仲よく、僕は庶民の代弁者です、偉そうに言ったこともありません。ただ、国会に参っている以上は、全国の皆さん方に少しでも喜んでいただけるような努力を日々やらせていただいているんです。自治省というところは、僕の印象では、お役所のお仕事とか全国自治体のお仕事、そういうふうな認識をしておるわけです。

もう少し市民一人一人の御意見を吸い上げていただけるような、細かい質問ばかりですけれども、ただお部屋に来ていただく方々にちゃんと大臣の方から御指導していただきたと思うんですけれども、よろしく御答弁ください。

○国務大臣(倉田寛之君) 西川委員から、委員の

御質問に対してお伺いをいたしました担当者の接し方について適切を欠いたのではないかと、こういう観点で御注意がございました。

御案内のように、自治省という省は他の省と違っています。本省に四百人、消防庁に二百人、我田引水になります。六百人前後の極めてスリムな、風通しのいい省であろうかというふうには私も大臣就任後、肌で感じております。

しかし、御指摘の点もございしますので、その点をしんじやくさせていただきます。十分遺憾ないように期してまいりたいというふうに思っています。

○政府委員(遠藤安彦君) 質問取りの際に失礼な言動があったとすれば、私の責任でございしますので、この場でおわびを申し上げます。

御質問に対する答えでありますけれども、介護つきの高齢者住宅事業は、先ほど申し上げましたように受益者負担の原則のもとに公営企業として実施することとしているわけでありまして、一般会計出資制度等を考えまして入居者の負担の軽減を図ることとしておりますけれども、今二千六百万というところで委員の御質問がございましたが、一般会計の出資を前提としてはじき直してみますと、入居一時金としては、一人部屋の場合に約二千三百万円程度、それから二人部屋の場合には三千八百万円程度が必要との試算になってございします。

御指摘のように、入居に当たって所有する金融資産のみでは入居一時金が支払えない、そういう場合もあるわけでありまして、住宅等の資産の処分を行うことも必要な場合というのが具体的には考えられるわけでありまして、民間の事業の例と比較をいたしますと入居者の負担が相当軽減をされております。終身にわたって住宅の提供と生活サービスあるいは介護サービスの提供を受けることができることを考えれば、受益の水準に見合うものではないかというふうに考えております。

今回の財政措置は、地域における高齢者に対する

る福祉サービスの供給体制の整備のうち、公営企業方式が活用可能な部分について事業化の支援を行うこととしたものでございますので、より低額の所得の方、あるいは金融資産をそれまで持つておられない方等につきましては、やはり福祉施設の整備充実というものを図っていく必要があるのではないかと思います。

○西川潔君 ありがとうございます。

この入居費用の捻出ですけれども、持家処分ができないような場合には、例えば武蔵野市の武蔵野方式というものがございしますが、土地を担保にするようなこともリンクさせていくような方法について今後僕は検討していただきたいというふうに思っておりますけれども、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(遠藤安彦君) 先ほど申し上げましたが、この介護つきの高齢者住宅事業につきましては、入居時に徴収する入居一時金、それから入居後に月払いの金額によって運営をしていくということを想定いたしておるわけでありまして、武蔵野方式という御質問でございしますけれども、私ども必ずしもその詳細について承知いたしておるわけではございません。いわゆる受益者負担金を後払いする方式ではないかというように思っておりますけれども、私どもが考えておりますのは、入居時に前払いいたしますか一時金を支払うという方式を考えているわけでありまして、ちよつと方式が違うわけでありまして、ただ、そういう方式でなければだめだというわけではございません。地方公共団体が事業化するに当たって、いろいろな受益者負担の徴収方法というのは工夫をして考えられるだろうと思っております。

ただ、私どもがそういうことを想定していなかったということでありまして、今後具体的に事業化を進めるに当たって、御質問のような方式について検討をする団体があれば私どもも十分相談に応じていきたいというふうに考えております。

○西川潔君 よろしくお願いいたします。

報告書では介護保険についても触れられているわけですが、介護保険が制度化された場合の入居者のメリット、そういう部分もお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(遠藤安彦君) 介護保険の問題は、報告書では確かに触れておるわけでありまして、政府の中でも今検討中というところでございまして、その仕組みや内容が具体的に固まっております。と、公的な介護保険が導入された場合に介護つき高齢者住宅への影響がどうなるのかということについては方式によっていろいろ異なってくるのではないかと思います。思っていますので、こうなればこうなりましてという形で現在ちよつと明確にお答えを申し上げますというふうな状況にはないわけでありまして。

いずれにしても、介護というものが住宅にはついてくる話でございしますので、御質問のように何らかの影響は当然あるかと思っております。介護保険の具体的な制度の決まり方、そういったものを見きわめながら今後対応していきたいというように現在考えておりますので、御了解を賜りたいと思っております。

○西川潔君 かしこまりました。

最後の質問とさせていただきます。今後は公営企業によりまして今後のシルバーサービスのあり方について、自治省といたしましてはどのように考えていかれるのかということをお願いいたします。大臣にお伺いして、質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(倉田寛之君) 高齢者の増加に伴いまして、シルバーサービスの需要が増大しつつあることは承知をいたしているところでございます。しかし、シルバーサービスの供給体制は十分であるかどうかということになりますと、その整備につきましてもまだまだ十分とはいえない面があるかと思っております。したがって、行政と民間の事業者、この両者の適切な役割分担のもとにこれらの事業を進めていかなければならないのではないかと、私には考えております。

その場合に、民間事業者の場合は採算性を前提にしたサービスの提供を行うということがまず考えられるであらう。また一方、行政側におきましては財政上の制約などもございますので、十分な対応が困難な場合があるかと考えられます。受益者負担の原則のもとで提供をされますサービスにつきまして、公営企業方式の活用につきまして今後検討していく意義があるのか、こういうふう存じます。

平成八年度からは、公営企業方式によります介護つき高齢者住宅事業につきまして事業化のための支援措置を講ずることにいたしているところでございます。さらに、在宅サービスなどの他のシブサービスにつきましても、公営企業方式によります事業化の可能性はかかという点につきましても検討を進めてまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○田村公平君 質問に先立ちまして、今、西川委員からお話がありました、この委員長報告を冒頭にいただきましたけれども、十四日に私が言ったことは自治省の方でも聞いておったと思うんです。官房長おられるでしょう。官房長は人事権を持っておられるでしょう。どうしてそういうふうな職員をあなた方はつくっているんですか。私は、はっきり言って大変不誠実な思いをしたんですよ、だからあれだけ怒ったんです。十四日にあって、またきのうそういうことがあったというのは、大いに反省を促したいと思います。一地方分権推進委員会の事務局の問題だけではないと私は思っております。答弁は要りません。

本論に入らせていただきます。
地方交付税法等の一部を改正する法律案要綱の「基準財政需要額の算定方法の改正」というところの八番に、「地域社会における国際化及び情報化への対応並びに文化・スポーツの振興に要する経費の財源を措置すること」とあります。これは佐野局長にお伺いしたいと思えますけれども、「国際化」とはどういうことか教えてください。これは後で国籍条項のことに実は入ってくるもの

ですから、自治省が考える国際化というのはどういうことですか。

○政府委員(遠藤安彦君) 担当の局長がちょっとおりませんが、私のところの法律ですので、私から御答弁をさせていただきますと思います。

近年、地方公共団体と外国の地方公共団体とのつながりというのが大変深まってまいってきております。御承知のとおり、一つは姉妹都市の提携というのを通じて、外国の地方自治体との間に人、物、文化、それからスポーツ、そういった面の人と人との交流が主になるわけでありすけれども、そういった交流を通じて地域の国際化を図っていくケースが非常に増えているわけでありす。それからもう一つは、外国の方が観光あるいは仕事、そういった面を通じて、日本の中に大変入ってきております。そういう方々たちに、町の中でのいろいろな施設あるいは名所旧跡とかそういったものが非常にわかりやすい表示をする必要があるというふうなことで対応をしている団体も多いわけでありす。

それから、ある意味では国家的なプロジェクトでありますけれども、例えばJETプログラムというふうなもので、英語でありますとかフランス語でありますとかドイツ語でありますとか、そういったいわゆる中学校、高等学校の助手として外国の青年に来ていただいて、そして日本の子供たちにそういった言語を教えていただくJETプログラムといったようなものの中にはあるわけでありす。

私もこういうことを総称して国際化という物の言い方をしておるわけでありす。
○田村公平君 極めてわかりやすい国際化ということでございす。

これはきょうの読売新聞の「対立討論」でございす。これは公務員部長にお尋ねをしたいと思いますが、この中で聞き手の方が「政令指定都市の一部が行っている専門事務職採用制度ではだめなのか」、橋本知事の答弁が「ほくももし、自治省の役人ならそう説得するかもしれない。しか

し、政治家として、国際化へ向け暖味さをなくすには、単に専門職だけでなく、一般行政職にも枠を広げていくべきだと考える」、こういうふうな言っております。この国際化とここの国際化とは意味が全然違うと思うんですけれども、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(鈴木正明君) 今、財政局長の方からお話ししましたように、地方団体において国際化が進んでおるといふことの中で、高知県においては県の職員に外国人の方の採用の道というものを全面的に広げたい、こういうお考えを示されているわけでございます。

私どもの考え方は先般来お話ししていますが、公務員に関する当然の法理ということ踏まえて外国人の採用、任用に当たっていただきたいということでございます。全面的に開放することについては問題があるということでお話をいたしております。

○田村公平君 この記事によれば、実は自治省と高知県知事のやりとりというのは私どもはマスコミでしか知らないわけなんです。ですから、この前も質問させていただいたんです。

「徹底抗戦」という問いに対して、抗戦しているつもりはない。何か問題があればお聞かせください、と言っている。自治省も知事に説明したと言われ、ほくも説明をうかがったつもりだ。何か慎重に示して欲しい、という論点があるのなら具体的に示して欲しい。突っ張っているつもりはない。おかしいとなれば、態度を変えるのにやぶさかではない。重要なものは、自治省だけの問題ではないということではないか。もつと、国全体の問題として考えるべきテーマと思っております。

こういうふうな言っておりますが、実際のところ、知事と自治省とは国籍条項でどういふやりとりをしたんですか。知事の言葉によれば、自治省も論点があるのなら具体的に示して欲しいということ、これをマスコミに言っているんですけれども、お教えいただきたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) 公務員の採用に關し、特に外国人の方の採用に關しまして私ども自治省の考え方、これは従来からお話ししておりますように、政府全体としてとってきた考え方でございます。内閣法制局長官の考え方に示されておりますように、私どももそれと同じ考え方をとってきたところでございます。

重ねることになります。その基本的なところは、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない、これが公務員に關する当然の法理という法的な考え方であるということでございます。

高知県知事さんのお考えは、突き詰めることやそれとは別な考え方をお持ちのようでございます。公務員に採用するに当たっては外国人、日本人を問う必要はない、こういうお考えでございます。

○田村公平君 実は知事は、公務員はサービス業だとも言っておりますけれども、公務員部長、地方公務員を含めましてサービス業ですか、公務員は。

○政府委員(鈴木正明君) 地方公共団体の仕事の中には、福祉関係を中心といたしましていわゆる給付行政と言われるものがございます。そういった面ではサービスの行政分野というものがあることは事実でございますが、地方団体が行っている行政のすべてがサービス業だということには当たらないと思ひます。

○田村公平君 国家公務員におきましては、人事院という機関が採用基準とかいろいろな規則を決めるというふうには私は思っておりますし、地方公務員、つまり都道府県においては私も高知県にも人事委員会という独立した機関がありまして、そこで採用試験等をやるわけなんです。

知事というものはつまり任免権者であつて、試験の結果、例えば一番から二十番なら二十番まであつた人を採用するかしないかを決めるのが知事

の役割だと思ふんです。人事委員会が国籍条項を撤廃したいというのであれば私は非常に理解がしやすいんですけども、どうして知事と自治省という形になっておられるのか、そこを部長から教えていただきたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) この問題につきましてもはちよつと経過を御説明させていただきたいと思ひますが、高知県の人事当局、これは人事課あるいは総務部とかございます。またお話しのように人事委員会がございます。そこはこれまでもお話をしております、私どもの考え方なり資料なりお渡しして御理解を求めてきていますところでございます。

今お話しのように知事部局、知事を含めてですが、やはり任命権者という形で人事行政については責任を持つている面がございますので、この採用問題については知事としてのお考えを表明されておられ、また人事委員会に対しましては知事からお願いといひますが、お話をしていると伺つております。

○田村公平君 何か非常に越権行為のように私は思つております。

もう一つ、これは仮定の話ですけれども、私は昭和四十年に大学へ入りまして、第二外国語は中国語をやりましたが、いわゆる北京漢語でございます。大変分母の多いといひますが、人口が今は十二億人とも言われております中華人民共和国、北京大学というのは、大変失礼な言ひ方かもしれませんが、恐らく我が国の東京大学よりもレベルが高いのではないかと、分母が大きいのですから。その学生さんが正規のルートで日本にやつてきまして、私どもの高知大学にも留学生という形で、あるいは東大にも既に来ております。

それで、高知県庁が来年何人となるのか知りませんが、例えば二十人となると、二百人の方々が北京大学から受けに来て、多分一番から二百番までは北京大学の方が席を順番にとつていくと思ひます。そうすると、任免権者である知事は、高知県出身者の二百一番目の人は当然とらないわけ

です、二十人ぐらいですから。それを年々歳々繰り返していきましますと、高知県庁は、中国が悪いのかいふんじやないんです、例えばの話です、それはほかの国々でもないと思ふんです。そういうことすら想定される人ではないかということが一つ、これは非常に危惧を持っています。

それからもう一つは、高知県がそういうことをやる中で、いわゆる警察公務員は違うんだ、あるいは麻薬捜査にかかわる職員は違うんだ、まさに公権力の行使であると言つておられますけれども、私がもし警察官の立場であれば、警察官だけは日本国籍というのも逆の差別になってくるのかな、あるいは警察官をやっていることがダーティジョブなのかなということすら出てくるのではないかと、整合性がなくなつてくるのではないかと、う気がしておりますけれども、部長、そこらはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) 公務員の採用に関する基本的な考え方は、今お話しがございましたが、公権力の行使等に携わる公務員になるには日本国籍を必要とすると。それで、人事的な考慮を考えれば、一般職のような職について採用の道を開くということはいろいろ問題が出てくる、こういうことででき得ない、こう申し上げておるわけでございます。

お話しのように、公権力の行使等に携わる職員の中でそれぞれ取り扱いが違ふということになれば、それはまた問題になると思つております。

○田村公平君 新党さきがけ、今連立与党を組んでおられると思ひますが、その代表幹事であり、しかも橋本大二郎さんとは御学友でもあり、衆議院選挙のときは私の応援はしてくれなかつたけれども、北海道まで応援に行つたというぐらいいい方でございます。鳩山由紀夫代表幹事が、横浜市内で講演し、高知県の橋本大二郎知事が県職員採用試験の受験資格を制限している国籍条項を撤廃する方針を表明し、自治省と対立している問題に關連して「国政での参政権すら与えてよいと思ふ。日本に長く住み、頑張つていこ

うという人には被選挙権を与えていい」と述べ、と、かなり応援をしておるわけですね。

それと同時に、さきがけでは、今大変エイズで頑張つておられる菅直人厚生大臣が二月二十七日の閣議後の記者会見で、「橋本知事を支持する」と言つたというふうに報道されております。

これは大臣、私は先般の質問のときに橋本内閣総理大臣、お兄さんでありますけれども、内閣記者会なのか総理記者会なのか知りませんが、とにかく報道されたことは、この前の議事録にも出ておりますけれども、閣内不統一ではないかというふうにおつしやつたんですけれども、これで総理の次が厚生大臣ですから、二人出てきております。ここらは大変、どうなんでしょう。

○国務大臣(倉田寛之君) 御指摘の報道されました新聞の記事は私も拝見をいたしております。菅厚生大臣の発言につきましても、新聞の報道でしか私は今知る由がございませんので詳しくはわかりませんが、どういった具体的な意味を持つのか判断したいところでもございます。新聞で拝見をいたしましたところでは、政治家個人として考え方を述べたものではないかというふうな理解を持つて読ませていただきました。

なおまた、さきに田村委員が御質問されましたときに総理のコメントが出ておりましたが、私が申し上げたそのときの議事録を今ここで見ておりました。あの内容を見ますと、私どもが申し上げていることに抵触することではないかというふうにお考えしております、こういう含意でお答えをしております。

あの記事は、でき得る職種もあればでき得ない職種もある、こういうふうな御発言が括弧書きで書かれておりまして、他の解説につきましても記者の方がどういふふうにお感じになつてお書きになつたかは知る由もございませんが、意味するところはそういう理解をいたしましたので、当時の御答弁ではそのように申し上げたところでございます。

○田村公平君 知事とか大臣は、例えばこの見解

について政治家個人としてどう思ひますかというふうなことがあつた場合は別でしょうけれども、原則的に言えば二十四時間職務権限者であると思ひます。その職務権限者が発言したことは、やはりこれは大臣としての発言だと思ひます。

例えば日本にゼネコン、スーパージェネコンいっぱいあります、一々固有名詞挙げませんが、どこにゼネコンも立派に仕事ができます。例えば厚生省所管の病院とかそういう建築について、何々建設がいい、これは大臣じゃない、政治家個人で言つたんだと。それはどうなんですか、職務権限ありますよ。

公人というのは二十四時間職務権限があるというのを知事とか大臣の職務だと思ひますから、そういう意味で、大臣も一度、閣議じゃなくてもいいです、個人的でもいいですけれども、閣内不統一だと私は思ふんです。連立の枠組みを含めて、後で結構ですからよく意見を、私たちは情けないことに小さな会派なものですから、全部自分で新聞を探したり自分で勉強しないと全然データも入つてこぬものですから、そういうことできちつとしたことをもう一度お答えいただきたいというふうに思ひます。

あわせてまして、これほどがたがたいろいろ言うんであれば、どうですか、いっそ法律でびしつとつけられるようなことを大臣はお考えになつていないですか。

○国務大臣(倉田寛之君) 閣僚は公人としての立場がすべてであるのではないかと田村委員の御指摘は、私も理解できるところでございます。

ただ、この新聞を拝見しておりますと、こう述べておられるんですね。政治家個人としては橋本氏と共通した考えだといふふうには菅厚生大臣が述べられたという記事でございます。同時に、もう一方の高知新聞では菅直人厚生大臣のコメントは書かれておりませんが、閣議後の記者会見で橋本氏を支持する考え方を表明しているといふことでございます。先刻申し上げましたように、これら

の記事から知る範囲で受けとめさせていただきますと政治家個人としての考え方を述べたものであろうという理解をいたします、こういうふうには申し上げたわけでございますので、そのようにお受け取りをいただきたいというふうに思います。

同時に、今後こういった問題に対して何か抜本的に考えることはないかという実は含意を含めた御質問であつたと思いますが、先ほど来公務員部長からお答えを申し上げましたように、政府といたしましては、従来から内閣法制局見解に示されております公務員に関する当然の法理として公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要といたします、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としないものもございます、国家公務員のみならず地方公務員の場合も同様であるという解釈に立っております。

答弁が長くなって恐縮でございますが、田村委員御案内かとも思いますが、社会情勢の変化の中におきまして、例えば五十七年には、学術の国際交流を推進するため国立大学に外国人の教員を任用するための特別措置法というものが制定されました。自治省といたしまして、先刻田村委員の御質問にお答えいたしましたように、保健婦であるとか助産婦であるとか看護婦などの専門的、技術的な職種につきましては国籍要件を付する必要があるというふうな考えておるところでございます。

しかし、地方公務員にはいろんな職種がございますので、一般事務職等につきましては国籍要件を撤廃するというところにつきましては問題があるというふうな考えておるところでございます、高知県に対しまして、適当でないという指導等を実は自治省としていたしたところでございます。

○田村公平君 内閣法制局というところは行政府における最高裁のようなものでございますから、そこが出した見解について、政治家個人であらう

となかろうと關係たる者が違う意見を言うというのは、これはやっぱり閣内不統一と言われてもしょうがないんですよ。寝言を言ったってだめなんですから。あの会社がいいとかそういうことは、寝言で言ってもだめなんです。酒を飲んで言ってもだめなんです、大臣であるというのは。だって職務権限を持っているわけですから。いつもそれでいろいろ問題が起きます。

ですから、そういう意味で閣内不統一にならないように、また必要であれば立法措置をちゃんとするように。だって、内閣法制局の見解に反することを言うんだもの、閣僚が。それはやっぱりちよつと聞けない話ですよ、大臣。ということ、時間はちよつとありますけれども、きょうは終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(菅野君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

【参照】

地方税法等の一部を改正する法律案の補足説明
ただいま説明されました地方税法等の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

まず、道府県民税の改正であります。

第三十八条の改正は、個人の均等割の標準税率を現行の七百円から千円に引き上げようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

第三十条の改正は、個人の均等割の標準税率を、人口による市町村の区分に応じ、現行の二千五百円、二千円又は千五百円からそれぞれ三千円、二千五百円又は二千円に引き上げるとともに、その制限税率をそれぞれ三千八百円、三千二

百円又は二千六百円に引き上げようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

第七十二条の十七の改正は、個人の事業税の白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を、配偶者である事業専従者については八十万円から八十六万円に、配偶者以外の事業専従者については四十七万円から五十万円に引き上げようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

第七十三条の四の改正は、日本労働研究機構の業務用不動産に係る非課税措置を廃止するとともに、新東京国際空港公団の業務用不動産に係る非課税措置の対象範囲の見直し等を行うとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

第三百四十八条の改正は、高圧ガス取締法等による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する障礙等に係る非課税措置、農業協同組合等による組合等が所有し経営する病院等に係る非課税措置、日本私学振興財団がその事業の用に供する固定資産に係る非課税措置及び国立教育会館がその事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の見直しを行うとするものであります。

第三百四十九条の三の改正は、変電所又は送電施設の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置及び外国貿易船に係る課税標準の特例措置の見直しを行うほか、従来非課税でありました水資源開発公団が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する土地について課税標準を六分の一とする特例措置を講じようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。

【九六ページ】

第五百八十六条の改正は、水源地域対策特別措置法に規定する水源地域において新増設された工場及び宿泊施設の用に供する土地及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に規定する特定集積地区において新増設された工場等の用に供する土地について非課税措置を講じるとともに、高度利用地区内の都市計画適合建築物の用に供する土地に係る非課税措置の見直しを行い、新たに市街地再開発促進区域の区域内における都市計画適合建築物等の用に供する土地について非課税措置を講じるほか、年金福祉事業団の保養施設の用に供する土地、熱供給事業の用に供する土地、地区計画等の区域内における道路一体建物の用に供する土地、通信放送機構がその業務の用に供する土地及び日本消防検定協会がその事業の用に供する土地に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

次は、事業所税の改正であります。

第七百一条の三十四の改正は、事業所に係る非課税措置を改めようとするものであります。まず、日本原子力研究所及び理化学研究所がその本来の事業の用に供する施設に係る非課税措置の対象施設から一定の施設を除外することとし、農住組合の共同利用施設に対する事業所税の非課税措置に係る従業者割の非課税措置を廃止するとともに、資産割及び新増設に係る事業所税の非課税措置に二年の期限を付すため、附則第三十二条の三に移し替えようとするものであります。また、路外駐車場に係る非課税措置の対象施設を一定のものとし、公害の防止のための施設に係る非課税措置を廃止し、この対象施設に一定の施設を追加したうえで、課税標準の特例措置を

講じるため第七百一条の四十一に移し替
えるとともに、防災建築街区造成組合が
建築主である防災建築物に対する非課税
措置を廃止しようとするものでありま
す。

七
百
一
十
四
頁

第七百一条の四十一の改正は、事業所
税に係る課税標準の特例措置を改めよう
とするものであります。まず、たゞいま
第七百一条の三十四で御説明いたしまし
た公害の防止のための施設に係る非課税
措置を廃止し、この対象施設に一定の施
設を追加したうえで、課税標準の特例措
置を講じるため、第七百一条の三十四か
ら移し替えようとするものであります。
また、一定の高度利用地区に建設される
都市計画適合建築物に対する特例措置に
ついて、対象となる区域等を見直したう
えで、一定の再開発地区計画の区域にお
ける都市計画適合建築物に対する特例
措置を廃止しようとするものでありま
す。

二
千
四
百
一
十
四
頁

次は、都市計画税の改正であります。
第七百二条の改正は、水資源開発公団
が所有する水道又は工業用水道の用に供
する施設のうちダム以外のものの用に供
する土地について、固定資産税と同様、
課税標準を六分の一とする特例措置を講
じようとするものであります。

二
千
四
百
一
十
五
頁

次は、附則第三条の改正は、平成八年度
分の個人の道府県民税及び市町村民税に
限り、二万円を限度として、所得割の額
の百分の十五に相当する金額を特別減税
の額として所得割の額から控除しよう
とするものであります。

二
千
五
百
一
十
五
頁

附則第三条の五及び第三条の六の改正
は、平成八年度分の個人の道府県民税及
び市町村民税の徴収方法について、普通
徴収については平成八年六月分の納付に

おいて特別減税額を控除することとし、
特別徴収については均等割の額及び所得
割の額ともに平成八年六月において徴収
せず、特別減税額を控除した後の年税額
を同年七月から翌年五月までの十一か
月間で徴収しようとするものでありま
す。

二
千
五
百
一
十
七
頁

附則第六条の改正は、肉用牛の売却に
よる事業所得に係る個人の道府県民税及
び市町村民税の所得割の課税の特例措置
の適用期間を平成十三年度まで延長し
ようとするものであります。

二
千
五
百
一
十
九
頁

附則第十条の改正は、保安林整備臨時
措置法に規定する国有林野と国有林野と
の交換により新たに取得する土地に係る
非課税措置について、対象となる国有林
野を一定のものに限定したうえで、その適
用期限を二年延長するとともに、NT
T-A型の無利子貸付けを受けて第三セ
クターが取得する公共施設用地に係る不
動産取得税の非課税措置について、対象
となる事業を一定の範囲のものに限定し
たうえで、その適用期限を二年延長し
ようとするものであります。

二
千
五
百
一
十
九
頁

附則第十一条の改正は、不動産取得税
の課税標準の特例措置について、政府の
補助を受けて取得する農林漁業経営の近
代化等のための共同利用施設に係る課税
標準の特例措置について、価格から控除
すべき額に係る特例加算措置を廃止した
うえ、その適用期限を二年延長し、また
農業振興地域の整備に関する法律の規定
による市町村長の勧告等により取得する
農用地区域内にある土地に係る課税標準
の特例措置等を二年延長するとともに、
特定届出駐車場に係る課税標準の特例措
置について価格から控除すべき額を見直
すほか、農業近代化資金等の貸付け等を
受けて取得する農林漁業経営の近代化等

の共同利用施設等に係る課税標準の特例
措置のうちの価格から控除すべき額に係
る特例加算措置を廃止しようとするもの
であります。

三
千
五
百
一
十
三
頁

附則第十一条の五の改正は、宅地評価
土地の取得に係る不動産取得税の課税標
準について、当該取得が、平成八年一月
一日から同年十二月三十一日までの間に
行われた場合に限り、価格の二分の一と
する特例措置を講じるとともに、これに
関連する所要の調整措置を設けようとし
るものであります。

四
千
三
百
一
十
三
頁

附則第十二条の改正は、生前一括贈与
された農地等に係る徴収猶予の期限の確
定により徴収すべき延滞金について、そ
の確定の事由が取用交換等による譲渡で
ある場合には、その額を二分の一とする
特例措置を講じようとするものでありま
す。

四
千
三
百
一
十
四
頁

附則第十四条の改正は、公害防止用設
備に係る固定資産税の非課税措置を廃止
し、次に御説明いたします附則第十五条
において課税標準の特例措置を講じよう
とするものであります。

四
千
三
百
一
十
五
頁

附則第十五条の改正は、固定資産税又
は都市計画税の課税標準の特例措置を改
めようとするものであります。まず、一
定の職業訓練法人が認定職業訓練の用に
供する家屋等に係る特例措置及び窒素酸
化物の排出の抑制に資する軽油を製造す
るために必要な機械その他の設備のうち
一定のものに係る特例措置を廃止し
ようとするものであります。次に、一定の倉
庫等に係る特例措置を改め、新たに輸入
の促進に寄与する倉庫又は流通機能の高
度化に寄与する倉庫等について特例措置
を講じるほか、農林漁業団体がその用に
供する発電所等の用に供する家屋等、地
方卸売市場の用に供する家屋等、農住組

合が取得した農業者の共同利用に供する
機械等、鉱工業技術研究組合の規定に
よる承認を受けた機械等、一般電気事業
者等が電線を道路の地下に埋設するため
に新設した償却資産、第一種電気通信事
業者の電気通信の高度化に資する一定の
電気通信回線設備、電気通信基盤充実臨
時措置法に規定する認定計画に従って実
施される高度通信施設整備事業により新
設される一定の電気通信設備、同計画に
従って実施される信頼性向上施設整備事
業により新設される一定の電気通信設備
等、特定物質に代替する物質を使用する
ために新たに開発され又は著しく改良さ
れた一定の機械設備及び航空法の免許を
受けた者が一定の空港において航空運送
事業の用に供する家屋等に係る固定資産
税の課税標準の特例措置を見直したう
え、その適用期限を延長しようとする
ものであります。また、附則第十四条に
おいて廃止いたしました公害防止用設備
についてその課税標準を六分の一とする
特例措置を講じるとともに、物品製造業
者等が取得する変電所又は送電施設の用
に供する償却資産について軽減率を見直
し適用期限を設けるほか、鉄道事業者が
地震防災上必要とされる一定の補強のた
めの工事により新たに取得した線路設備
について課税標準を取得後三年度間四分
の三とする特例措置を講じようとするも
のであります。さらに、外資埠頭公社の
承継資産に係る特例措置の対象に、阪
神・淡路大震災において滅失し、又は損
壊したこれらの資産に代えて取得した資
産を加え、地震防災対策の用に供する償
却資産に係る特例措置の対象となる区域
を拡大したうえで、その適用期限を延長
するとともに、外国貿易用コンテナに係
る特例措置等の適用期限を二年、繊維産

業構造改善臨時措置法に基づく試験研究用機械設備に係る特例措置等の適用期限を三年、それぞれ延長しようとするものであります。

附則第十五条の三の改正は、旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した家屋等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置の対象に、阪神・淡路大震災において滅失し、又は損壊したこれらの資産に代えて取得した資産を加えることしようとするものであります。

附則第十六条の改正は、新築住宅及び新築中高層耐火建築物並びに特定優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、その適用期限を延長しようとするものであります。

附則第十六条の二の改正は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例措置について、滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた一定の共用土地であった土地について課する固定資産税については、連帯納税義務の規定にかかわらず、当該土地の各共有者がそれぞれの持分の割合等によつてあつた額を納付する義務を負うこととするなど所要の規定の整備を行うほか、鉄道事業者が滅失し、又は損壊した立体交差化施設に代わる施設を取得した場合の課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

附則第十八条、第十九条及び第十九条の四の改正は、宅地等及び市街化区域農地に係る固定資産税の負担の調整を行うため、平成八年度分の固定資産税について、負担調整率を変更するとともに、農地について、市街化区域農地との均衡から、負担調整率の上限を変更するものであります。

附則第二十五条、第二十六条、第二十七条の二の改正は、宅地等、農地及び市街化区域農地に係る平成八年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の措置を講じようとするものであります。

附則第三十一条の二の改正は、旧特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法による承認に係る法人等が生産規模の拡大等のために取得し保有する土地及び旧過疎地域における工場用の建物の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止するとともに、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法及び高度技術工業集積地域開発促進法に基づく特別土地保有税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十一条の三の改正は、空港周辺整備機構及び造船業基盤整備事業協会が業務の用に供する土地に係る特別土地保有税の軽減措置の適用期限を延長しようとするものであります。

附則第三十二条の改正は、自動車取得税について、政府の補助を受けて取得するバスに係る非課税措置の適用期限を二年延長するとともに、電気自動車等の取得に係る特例措置を拡充し、また平成九年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の軽減措置を講じる一方、平成七年制動装置規制に適合する自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止しようとするものであります。

附則第三十二条の三の改正は、事業所税の非課税措置について、中小企業者が環境事業団から譲渡を受けた集団設置建物に対する非課税措置等の適用期限を二年延長するとともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく一定の施設に係る資産割の非

課税措置の適用を五年間に限る等の措置を講じることとし、先ほど、第七百一条の三十四で御説明いたしました農住組合の共同利用施設に係る非課税措置に二年の期限を付したうえ第七百一条の三十四から移し替えるほか、新規の第一種電気通信事業者の事業用施設に係る非課税措置及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく一定の施設に係る非課税措置を廃止し、また総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に係る非課税措置について、対象となる新築の期間を基本構想承認後十年間に延長しようとするものであります。

附則第三十二条の三の二の改正は、事業所税の課税標準の特例措置について、中小小売商業振興法に基づく一定の公衆利便施設に係る特例措置、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく一定の施設に係る特例措置及び中小企業流通業務効率化促進法に基づく一定の施設に係る特例措置を廃止するとともに、沖縄振興開発特別措置法に規定する認定事業者の施設に係る特例措置等の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十四条の改正は、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税の特例措置について、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分及び四千万円を超え八千万円以下の部分について税率を引き下げるとともに、前年分に土地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額がある場合のその年分の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得金額についての税額計算の特例を廃止しようとするものであります。

附則第三十四条の二の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税の特例措置について、平成十年度から特別控除後の譲渡益が四千万円を超える部分について税率を引き上げるとともに、その適用期間を平成十四年度まで延長するものであります。

附則第三十八条は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設等について、不動産取得税及び固定資産税の特例措置の見直しを行うとともに、特別土地保有税及び事業所税の特例措置の対象となる施設に、一定の施設を追加するとともに一定の施設を除外したうえ、適用期限を二年延長しようとするものであります。

第二は、地方税法の一部を改正する法律の改正であり、昭和四十九年度の地方税法の一部を改正する法律附則第七条の改正は、特定の航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

第三は、国有資産等所在市町村交付金法の改正であり、

第四は、地方財政法の改正であります。第三十三条の三の改正は、個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものであります。最後に、他の法律の改正であります。改正法附則第十八条による改正は、農用地開発公団法の一部を改正する法律に

ついて、農用地整備公団が新設し、又は改良した一定の農業用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例の経過措置について、価格から控除すべき額に係る特例加算措置を廃止したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

改正法附則第二十条による改正は、地方税法等の一部を改正する法律について、特定市街化区域農地について固定資産税及び都市計画税の負担調整率を変更することに伴う所要の規定の整備を行うものとしてあります。

改正法附則第二十二條による改正は、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律について、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例措置の規定の整備に伴う所要の規定の整備を行うものとしてあります。

三月二十二日日本委員会に左の案件が付託された。
一、日本電信電話共済組合に係る年金受給者に対する固定資産税の軽減に関する請願(第六一五号)

第六一五号 平成八年三月十三日受理
日本電信電話共済組合に係る年金受給者に対する固定資産税の軽減に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川二ノ一四ノ二
阿部正知

紹介議員 小林 元君

電電共済年金受給者の多くが生活を年金に託している現状にあり、急速に進む高齢化対策としての年金改革、及び税制改正の動向について重大な関心をもって注視している。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、年金受給者が居住する一定規模以下の一般

住宅に対する固定資産税を大幅に軽減すること。

一般住宅の固定資産税については評価替えに伴い今後徐々に上昇すると言われているが、年金受給者が居住する一定規模以下の一般住宅の固定資産税に対しては大幅な軽減措置を実施すること。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法等の一部を改正する法律案
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第三十八条中「七百万円」を「千円」に改める。

第七十二条の十四第一項中「第五十八條及び第六十三條の二第五項」を「及び第五十八條」に改める。

第七十二条の十七第三項第一号イ中「八十万円」を「八十六万円」に改め、同号ロ中「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第七十三條の四第一項第八号中「連合会」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会」を、「協業組合」の下に「商工組合連合会並びに」を加え、「並びに商工組合連合会であつて同法第三十一條第五号及び第六号に規定する事業のみを行うもの」を削り、同項第十二号の三を削り、同項第十九号の二中、第四号又は第五号を「又は第四号」に、「第二号又は第五号」を「又は第二号」に改め、同項第二十三号中「中央職業能力開発協会又は」及び「第六十九條第二項又は」を削る。

第三十條第一項の表中「二千五百円」を「三千円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「千五百

円」を「二千円」に改め、同条第二項中「三千二百円、二千六百円及び二千円」を「三千八百円、三千二百円及び二千六百円」に改める。

第三百四十八條第二項第六号の二中、「高圧ガス取締法第五條第一項若しくは第六條を削り、「第三條若しくは」を「第三條又は」に改め、「又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百四十九号)第三條第一項」を削り、同項第十一号の三中「連合会」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会」を、「協業組合」の下に「商工組合連合会並びに」を加え、「並びに商工組合連合会であつて同法第三十一條第五号及び第六号に規定する事業のみを行うもの」を削り、同項第十三号中「直接その事業の用に供する固定資産」を「日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十条第一項又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの」に改め、同項第十七号中「直接その業務の用に供する固定資産」を「国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)第二十条第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの」に改める。

第三百四十九條の三第一項中「新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産のうち電気の供給、物品の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の掘採を業とする者がその用に供するもの」を「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二條第一項第二号に規定する一般電気事業者若しくは同項第四号に規定する卸電気事業者又は鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者若しくは日本鉄道建設公団若しくは本州四国連絡橋公団(以下本項において「電気事業者等」という。)により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該電気事業者等がその事業の用に供するもののうち、「物品の製造又は鉱物の掘採を業とする者がその」を「変電所の」に、「二分の一」

を「五分の一」に改め、同条第五項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二十一項中「含む」の下に「第三十七項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

37 水資源開発公団が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する土地(第三百四十八條第二項第二号に掲げる土地を除く)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の規定にかかわらず、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

第五百八十六條第二項第一号の十七の次に次の二号を加える。

一の十八 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百八十八号)第三條第一項の規定により水源地域として指定された地域において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)及び宿泊施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の十九 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)第七條に規定する承認地域輸入促進計画(以下本号において「承認地域輸入促進計画」という。)において定められた同法第四條第二項第一号に規定する特定集積地区において、承認地域輸入促進計画に従つて同法第二條第二項に規定する輸入貨物流通促進事業(以下本号において「輸入貨物流通促進事業」という。)のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した

者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）及び承認地域輸入促進計画に従つて輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

第五百八十六条第二項第二号ハ中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の下に「（昭和四十二年法律第百四十九号）を加え、同項中第五号の七及び第十五号を削り、第十四号の二を第十五号とし、同項第二十号中「第八条第一項第三号に規定する高度利用地区又は同項第四号」を「第八条第一項第四号」に、「これらの区域」を「当該特定街区」に、「同条第二項第二号ホ又はヘ」を「同条第二項第二号ヘ」に改め、同項第二十号の四を次のように改める。

二十の四 都市再開発法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域の区域内における当該市街地再開発促進区域に関する都市計画に適合している建築物及び同法第二条第六号に規定する施設建築物の敷地の用に供する土地
第五百八十六条第二項中第二十七号の二を削り、第二十七号の三を第二十七号の二とし、第

二十七号の四を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とし、第二十七号の六を削り、第二十七号の七を第二十七号の五とする。

第六百二条第一項第一号中「第二十八条の第四項第一号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改める。

第六百九十九条の三十二第二項中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第百八十号）を加える。

第七百一条の三十四第三項第一号中「施設」の下に「政令で定めるもの」を加え、同項第十一号の二を削り、同項第十七号中「（昭和三十九年法律第百七十号）を削り、同項第二十七号中「路外駐車場」の下に「政令で定めるもの」を加え、同条第四項中「次に掲げる施設」を「百貨店、旅館その他の消防法第十七条第一項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防設備等で政令で定めるもの（以下本項において「消防設備等」という。）及び当該防火対象物に設置される建築基準法第三十五条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備（消防設備等を除く。）のうち政令で定める部分（以下本項において「防災用設備等」という。）に、「当該施設」を「当該消防設備等又は当該防災用設備等」に改め、同項各号を削り、同条第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第七百一条の四十一第一項の表中

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定による許可を受けて行つた産業廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業その他公害防止のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの

二分の一

を

四分の三	四分の三
二分の一	四分の三

に改め、同条第四項中「の新築で」を「（都市再開発法附則第四条

四 事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）
四の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定による許可を受けて行つた産業廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの

第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）第二条第二号に規定する防災建築物で事業所等の用に供するものをいう。）の新築で同法第三条の規定に基づき指定されたに改め、同条第五項中「次に掲げる」を「都市再開発法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域の区域内における当該市街地再開発促進区域に関する都市計画に適合している」に改め、同項各号を削る。

第七百二条第二項中「又は第三十六項」を「第三十六項又は第三十七項」に改める。

附則第三条の四の見出し、同条第一項及び第三項、附則第三条の五の見出し及び同条第一項並びに附則第三条の六の見出しを含む。）中「平成七年度分」を「平成八年度分」に改める。
附則第六条第一項及び第四項中「平成八年度」を「平成十三年度」に改める。

附則第八条の二第三項中「若しくは第六十三條の二第一項」の下に「若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第...）（附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法）による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三條第一項若しくは第六十三條の二第一項」を加え、「第六十三條第一項又は」を「第六十二條

場の用に供する部分の価格の二分の一（地上に設けられる特定都市計画駐車場の用に供する部

表中「三分の二」当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

ものにあつては、当該倉庫等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格

の四分の三の額とする。

附則第十五条第四項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

五 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設又は設備(既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものにあつては昭和六十二年四月一日以後において設置されたものを除くものとし、第三号に掲げる設備にあつては昭和五十二年六月十八日以後において新設されたもの、第六号に掲げる施設のうち一般廃棄物の最終処分場にあつては昭和五十五年一月二日以後において取得されたものに限り)のうち、平成十年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

一 鉱山保安法第四条第二号の鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設

二 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第十二条第一項又は第十二条の十第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、自治省令で定めるもの

三 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑制し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で自治省令で定めるもの

四 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理

施設で自治省令で定めるもの

五 大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じん(以下本号において「特定粉じん」という。)を処理するための償却資産のうち、同条第七項に規定する特定粉じん発生施設から発生する特定粉じんの処理施設又は鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される特定粉じんの処理施設で、自治省令で定めるもの

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場並びに同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で、自治省令で定めるもの

附則第十五条第六項中「平成六年度分及び平成七年度分」を「平成八年度分及び平成九年度分」に改め、同条第九項を削り、同条第八項中「平成六年度分及び平成七年度分」を「平成八年度分及び平成九年度分」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前条各号」を「第五項第一号から第四号まで及び第六号」に、「平成六年度分及び平成七年度分」を「平成八年度分及び平成九年度分」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

七 高圧ガス取締法第五条第一項若しくは第六条又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条第一項の規定による許可を受けた者のうち政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者で政令で定めるものが平成八年一月二日から平成十年三月三十一日までの間に公共の危害防止のために設置する障壁その他の構造物で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構造物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条第十項中「平成七年度分」を「平成九年度分」に改め、同条第十二項中「平成七年一月一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条

第十三項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「平成三年一月二日から平成七年一月一日まで」を「平成七年一月二日から平成十年三月三十一日まで」に改め、同条の五のうち、家屋にあつては当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とし、償却資産にあつては当該償却資産を削り、同条第十六項中「昭和六十二年一月二日から平成七年一月一日まで」を「平成七年一月二日から平成十年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「八分の一」に改め、同条第十八項中「政令で定めるもの」の下に「指定法人が阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊したこれらの固定資産(平成七年度分の固定資産税に於いて本項の規定の適用を受けたものに限り)に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事)が認める固定資産を取得し、又は当該損壊した固定資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された固定資産(平成七年一月十七日以後において取得され、又は改良された固定資産に限るものとし、改良された固定資産にあつては、当該改良された部分とする。)を含む。」を加え、「平成七年度分」を「平成九年度分」に改め、同条第十九項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「平成四年四月一日(当該機械その他の設備のうち自治省令で定めるものにあつては、平成四年四月一日)から平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に改め、同条第二十三項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第二十四項中「昭和五十四年八月七日までに」を削り、「となつた地域」及び「地震防災対策の強化を特に必要とする区域」として政令で定める区域」に、「同条第十二号に規定する地震防災応急計画に基づいて昭和五十七年一月二日から平成七年一月一日まで」を「平成八

年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「同条第十四号に規定する地震防災応急対策を「地震防災対策」に、「自治省令」を「政令」に改め、同条第二十五項中「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「十分の九」に改め、同条第二十七項中「第二号第二項」を「第二号第一項第二号」に、「平成三年四月一日から平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「八分の一」に改め、同条第二十八項中「平成五年四月一日から平成八年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の一」に改め、同条第二十九項中「平成三年四月一日から平成八年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第三十項中「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成七年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に改め、「三分の二」の下に「(当該設備又は施設のうち自治省令で定めるものにあつては、当該設備又は施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三)」を加え、同条第三十二項中「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第三十三項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第三十四項中「平成五年四月一日から平成八年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「六分の一」に改め、同条第三十五項を削り、第三十六項を第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36 平成七年一月二日から平成十年三月三十一日までの間に新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産のうち物品の製

造又は鉱物の掘採を業とする者がその用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

37 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者が平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日(全国新幹線鉄道整備法第二條に規定する新幹線鉄道に係るものにあつては、平成十一年三月三十一日)までの間に既設の鉄道(鉄道事業法第二條第六項に規定する専用鉄道を除く)に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で自治省令で定めるものにより新たに取得した線路設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該線路設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該線路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五條の三第一項中「貨物会社」の下に「以下本項及び」を、「適用があつた固定資産」の下に「及び旅客会社等が阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊したこれらの固定資産(平成七年度分の固定資産税について本項の規定の適用を受けたものに限る。に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事)が認める固定資産を取得し、又は当該損壊した固定資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された固定資産(平成七年一月十七日以後に

おいて取得され、又は改良された固定資産に限るものとし、改良された固定資産にあつては、当該固定資産の当該改良された部分とする。を加える。

附則第十六條第一項及び第二項中「平成七年一月一日を平成十年三月三十一日に改め、同条第六項中「平成八年一月一日を平成十年三月三十一日に改める。

附則第十六條の二第一項中「第三項まで」を「本項、次項及び第六項」に改め、「以外の土地」の下に「(第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という)を加え、「本項」を「本項及び第三項」に、「第三百八十四条」を「第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条」に、「第三百四十九条の三の二第二項第二号中「存する住居」とあるのは、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」を、「第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六條の二第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」に改め、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「家屋の所有者」の下に「当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。を、「区分所有に係る家屋」の下に「である場合又は共有物である家屋」を、「各区分所有者」の下に「又は各共有者」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に、「附則第十六條の二第四項」を「附則第十六條の二第十項若しくは第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「所有者」の下に「(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。を、「償却資産を取得」の下に「(共有持分の取得を含む。以下本項において同じ。を、「部分」の下に「とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有

物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。を加え、又は附則第十五條から第十五條の三まで又は次項に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者が平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した立体交差化施設に係る線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるものに代わるものと市町村長(第三百四十九条の規定の適用を受ける構築物にあつては、当該構築物の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事)が認める構築物を取得し、又は当該損壊した構築物を改良した場合における当該取得され、又は改良された構築物(改良された構築物にあつては、当該構築物の当該改良された部分)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構築物の価格の三分の一(当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該構築物の価格の六分の一)の額とする。

附則第十六條の二第三項中「限る。」の下に「以下第九項までにおいて「仮換地等」という。を、「従前の土地」の下に「全部又は一部」を加え、「同項」を「同条第六項」に、「若て第一項に規定する平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者」を「被災住宅用地の所有者等」に、「当該仮換地等を」と、当該仮換地等のうち、従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地を、「前二項」を「第一項及び前項」に改め、「第一項中「土地以外の土地」の下に「全部又は一部」を加え、「政令で定める者が」を「政令で定める者第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」

という。が、「存する住居」とあるのは「住宅用地の上に存する住居」を、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とあるのは「附則第十六條の二第一項に規定する被災住宅用地の上に平成七年度に係る賦課期日において存した住居」を、「附則第十六條の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等」と、「第一項又は第二項」とあるのは「第六項の規定により読み替えて適用される第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税について第三百四十三條第六項の規定により当該特定被災住宅用地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうち特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六條の二第六項」とあるのは「附則第十六條の二第七項において準用する同条第六項」と、「仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

8 仮換地等に対応する従前の土地が被災共用

土地である場合において、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については第三百四十三条第六項の規定により当該被災共用土地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって同条第一項の所有者とみなされたときは、当該被災地等に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該被災地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「被災地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「被災地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「被災地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項）において準用する場合を含む。」とあるのは「第六項（第七項）において準用する場合を含む。」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災共用土地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」とする。

附則第十六条の二第二項中「前項に規定する

平成七年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が同項を「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 平成七年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下本項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の二第二項」とあるのは、「附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下本項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について第三百五十二條の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成七年一月十七日以後に分割された土地を除く。以下本項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下本項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に当該被災共用土地が第一項（前項）において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の自治省令で定める場合においては、自治省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）によつてあん分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について第三百五十二條の二第三項の規定の適用を受けたもの（平成七年一月十七日以後に分割された土地を除く。以下本項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下本項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合をあん分することとし、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町

村長が同項の規定によるあん分の方法を参酌し、当該割合によりあん分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合によつてあん分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

附則第十七条の二第一項中、「第十九条の三又は第三十八条第五項若しくは第六項を」とは第十九条の三に改める。

附則第十八条第二項中、「附則第十五条を」とは附則第十五条に改め、「又は第三十八条第五項若しくは第六項を削り、同項第一号ハ中「において前項を」といて地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。）の規定が適用されるとしたならば平成八年改正前の地方税法附則第十八条第一項に、「用いられるべき」と用いられることとなる。」に、「負担調整率に前項を」負担調整率に平成八年改正前の地方税法の規定が適用されるとしたならば平成八年改正前の地方税法附則第十八条第一項に改め、同条に次の一項を加える。

4 平成八年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」と、「一・〇七五」とあるのは「一・〇五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二五」とあるのは「一・二」とする。

附則第十九条に次の一項を加える。

4 平成八年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・一」とあるのは、「一・一五」とする。

附則第十九条に次の一項を加える。

4 平成八年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・一」とあるのは、「一・一五」とする。

附則第十九条の四中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 平成八年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」と、「一・〇七五」とあるのは「一・〇五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」とする。

附則第二十五条第二項中、「附則第十五条から第十五条の三まで又は第三十八条第五項若しくは第六項及び又は附則第十五条から第十五条の三まで」を削り、同条に次の一項を加える。

4 平成八年度分の都市計画税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」と、「一・〇七五」とあるのは「一・〇五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」とする。

附則第二十六条第二項中、「附則第十五条から第十五条の三まで又は第三十八条第五項若しくは第六項及び又は附則第十五条から第十五条の三まで」を削り、同条に次の一項を加える。

4 平成八年度分の都市計画税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」とする。

附則第二十七条第二項中、「附則第十五条から第十五条の三まで又は第三十八条第五項若しくは第六項及び又は附則第十五条から第十五条の三まで」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 平成八年度分の都市計画税に限り、第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇五」とあるのは「一・〇二五」と、「一・〇七五」とあるのは「一・〇五」と、「一・一」とあるのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」とする。

るのは「一・〇七五」と、「一・一五」とあるのは「一・一」と、「一・二」とあるのは「一・一五」とする。

附則第二十八条第四項中「附則第三十八条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む」を削る。

附則第三十一条の二中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「十二年」を「十四年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条第八項中「第六項」を「第四項」に、「附則第三十一条の二第八項」を「附則第三十一条の二第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第三十一条の三第一項中、「附則第十五条」を「附則第十五条」に改め、「又は第三十八条第五項若しくは第六項」を削り、同条第二項中「平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日まで」を「平成八年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「三分の二（当該取得のうち平成六年一月一日から同年十二月三十一日まで）の間にされたものにあつては、二分の一」を「二分の一」に改め、同条第三項中「平成九年度」を「平成十一年度」に、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成七年度」を「平成九年度」に改める。

附則第三十二条第一項中「又は一般貸切旅客自動車運送事業及び（これに代わるものを含む）」を削り、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「（以下本項において「メタノール自動車」という。）」を削り、「平成七年四月一日」を「平成八年四月一日」に、「百分の二・二」を「百分の一・四」に改め、同条第五項中「技術基準（以下本項の下に「及び次項」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 道路運送車両法第四十一条の規定により平成九年十月一日以降に適用されるべきものととして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成八年四月一日から平成九年九月三十日まで 百分の一

二 平成九年十月一日から平成十年十二月三十一日まで 百分の〇・一

附則第三十二条の三第一項中「平成八年四月一日」を「平成十年四月一日」に、「平成八年分」を「平成十年分」に改め、同条第二項中「限る。」の下に「以下本項及び」を、「施設」という。の下に「当該産業廃棄物特定施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等）をいう。以下次条までにおいて同じ。）の新設が平成十年三月三十一日までに、当該産業廃棄物特定施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日に、平成八年分」を「平成十年分」に改め、同条第三項中「平成八年分」を「平成十年分」に改め、同条第十項中「八年」を「十年」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの（第七百一条の三十四第三項第二十五号に掲げる施設を除く。）又は同法及び第一種電気通信事業に係るものにあつては平成八年三月三十一日まで、

特別第二種電気通信事業に係るものにあつては、事業所税の下に（同条第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下次条までにおいて同じ。）を加え、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定都市等は、農住組合が農業を営む者の共同利用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所床面積に對しては、平成十年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税のうち資産割を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

附則第三十二条の三第十二項中「増築」を「増築（第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下次条までにおいて同じ。）」に改め、同条第十三項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「次条第三項及び第七項」を「次条第十四項」に、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「次条第四項」を「次条第三項」に、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第十六項及び第十七項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第十八項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、（次条第七項において「進出実施期間終了日」という。）を削り、同条第十九項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、及び次条第八項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二十三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二十七項中「次条第十項」を「次条第七項」に改め、同条第二十九項中「第二十七

項を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項の表中「附則第三十二條の第三十九項から第二十七項まで」を「附則第三十二條の第三十項から第二十八項まで」に、「附則第三十二條の第三十一項から第八項まで」を「附則第三十二條の第三十一項から第九項まで」に、「附則第三十二條の第三十四項から第八項まで」を「附則第三十二條の第三五項から第九項まで」に、「第四項若しくは第五項」を「若しくは第四項から第六項まで」に、「附則第三十二條の第三十四項若しくは第五項」を「附則第三十二條の第三五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項の次に次の一項を加える。

28 指定都市等は、事業所用家屋で第四項の施設に係るものの新築又は増築で当該施設を供する農住組合が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増

築が平成十年三月三十一日までに行われたと
きに限り、第七百一条の三十二第一項の規定
にかかわらず、新増設に係る事業所税を課す
ることができない。この場合においては、
第七百一条の三十四第九項の規定を準用す
る。

に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第九項」に、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項を同条第十五項とし、同条第十九項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第十三項」を「第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第二十一項を第十八項とし、第二十二項を第十九項とする。

附則第三十三条の第三第二項中「同条第四項各号」を「同条第三項各号」に改め、同条第三項第二号中「第二十八条の四第六項第二号」を「第二十八条の四第五項第二号」に改める。

「(第二項の規定により読み替えて適用される場合を除く。)」を削り、「『百分の二』とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百二十万円」を、「同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「八十万円」とあるのは「百六十万円」と、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、同項第三号中「百六十万円」とあるのは「三百八十万円」に改め、「の規定により読み替えて適用される第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条」とあるのは「第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三」と、「第三十四条の規定」とあるのは「第三百十四条の二の規定」と、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、第三項を削り、同項第四項とし、同条第六項及び第七項を削る。

附則第三十三條の四第三項中「第二十八條の四第六項第二号」を「第二十八條の四第五項第二号」に改める。

附則第三十四條第一項中「第四項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項第二号中「超える」を「超え八千万円以下である」に、「百分の三」

附則第三十四条の二第一項中「平成九年度」を「平成十四年度」に改め、「(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を削り、「当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の一・六」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に

を「百分の二」に改め、同項に次の一号を加える。

三三 課税長期譲渡所得金額が八千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する金額

イ 百六十万円
ロ 当該課税長期譲渡所得金額から八千万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
イ 六十四万円
ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万

附則第三十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項第二号中「第三十一条第六項第二号」を「第三十一条第四項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項（第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）」、第三項及び第四項」を「前三項」に改め、

附則第三十四條の二第二項中「平成九年度」を「平成十四年度」に改め、同條第四項中「前條第五項」を「前條第四項」に改め、「百分の三・四」との下に、「六十萬圓」とあるのは「百三十萬圓」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」を控除した金額の百分の二に相當する金額

とを加える。

附則第三十四条の第三項中、「同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。」を削り、同条第三項中、「附則第三十四条第五項を」を「附則第三十四条第四項に」、「同条第五項を」を「同条第四項に」改める。

附則第三十五條第一項第一号中、附則第三十四條第四項第三号」を「附則第三十四條第三項第三号」に改め、同項第二号中「第三十一條第四項」を「第三十一條第二項」に、「十年」を「五年」に改め、同條第二項中「附則第三十四條第四項第二号」を「附則第三十四條第三項第二号」に改め、同條第三項中「第二十八條の四第四項第一

号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改め、同条第四項中「附則第三十四条第四項」を「附則第三十四条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「第三十一条第六項第二号」を「第三十一条第四項第二号」に、「第三十一条第五項」を「第三十一条第四項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十五條の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前二項を」「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中の「金額」とあるのは、「金額（租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

附則第三十八條第一項を削り、同条第二項中「認定事業者が」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下本条において「特定施設整備法」という。第六条に規定する認定事業者以下本条において「認定事業者」という。）が」に、「第五項を次項に、「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に

同条第七項とし、同条第十二項中「第十項」を
八年度の地方債の額は、平成八年改正後の地

第二條 附則第十二條に定めるものを除き、第一
第十三項、第七十三條の二十七の二第一項、附

則第十一条第二項若しくは第十四項又は附則第十一條の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間において、新法第七十三條の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によって失った土地に係る交換分合計画の公告があった場合、新法第七十三條の二十七の第二項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、新法附則第十一条第二項に規定する交換によって失った土地が失われた場合、同条第十四項に規定する道路一体建物に係る道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七條の六第一項に規定する協定が締結された場

合、新法附則第十一条の四第五項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第七項に規定する交換分合によって失つた土地が失われた場合であつて、かつ、平成八年一月一日以後に新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三條の二十七の第二項、附則第十一条第二項若しくは第十四項又は附則第十一条の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が新法第二百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第七十三條の十四第八項	
登録された価格	決定した価格
登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)

第七十三條の十四第十項		第七十三條の十四第十三項	
登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格
登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該従前の不動産について受けた次の各号に掲げる清算金又は補償金に応じ当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二(当該公告が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)

第七十三条の二十七の二
第一項

登録された価格(当該価格のうち附則第十一
条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分
以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評
価土地の部分の価格の三分の二(当該被収用
不動産等を平成六年四月一日から同年十二月
三十一日までの間に収用され又は譲渡した場
合にあつては、二分の一)に相当する額を加
算して得た額)

決定した価格

決定した価格(当該価格のうち附則第十一
条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以
外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価
土地の部分の価格の三分の二(当該被収用不
動産等を平成六年四月一日から同年十二月三
十一日までの間に収用され又は譲渡した場合
にあつては、二分の一)に相当する額を加算
して得た額)

附則第十二条第二項

登録された価格

登録された価格(当該価格のうち附則第十一
条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分
以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評
価土地の部分の価格の三分の二(当該交換に
よつて失つた土地が平成六年四月一日から同
年十二月三十一日までの間に失われた場合に
あつては、価格の二分の一)に相当する額を
加算して得た額)

決定した価格

決定した価格(当該価格のうち附則第十一
条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以
外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価
土地の部分の価格の三分の二(当該交換によ
つて失つた土地が平成六年四月一日から同年
十二月三十一日までの間に失われた場合にあ
つては、価格の二分の一)に相当する額を加
算して得た額)

附則第十二条第十四項

登録された価格

登録された価格(当該価格のうち附則第十一
条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分

附則第十二条の四第五項
第一号

登録された価格

登録された価格(当該価格のうち次条第一項
に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の
価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分
の価格の三分の二(当該入会林野整備の対象
となつた土地に係る入会権が平成六年四月一
日から同年十二月三十一日までの間に消滅し
た場合にあつては、二分の一)に相当する額
を加算して得た額)

決定した価格

決定した価格(当該価格のうち次条第一項に
規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価
格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の
価格の三分の二(当該入会林野整備の対象と
なつた土地に係る入会権が平成六年四月一日
から同年十二月三十一日までの間に消滅した
場合にあつては、二分の一)に相当する額を
加算して得た額)

附則第十二条の四第五項
第二号

登録された価格

登録された価格(当該価格のうち次条第一項
に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の
価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分
の価格の三分の二(当該旧慣使用林野整備の
対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六

以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評
価土地の部分の価格の三分の二(当該道路一
体建物に係る同法第四十七條の六第一項に規
定する協定が平成六年四月一日から同年十二
月三十一日までの間に締結された場合にあつ
ては、二分の一)に相当する額を加算して得
た額)

年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一に相当する額を加算して得た額	決定した価格 決定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	附則第十一条の四第七項 登録された価格 登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該交換分合によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
5 平成八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十六条第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した	価格中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一に相当する額を加算して得た額)」	4 新法第三百四十九条の三第五項の規定は、同項に規定する船舶に対して課する海上運送法の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年)の四月一日の属する年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
6 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、同項に規定する土地に対して課する平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	7 新法附則第十二条第二項及び前項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)附則第四条第二項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。	3 新法第三百四十九条の三第一項の規定は、平成七年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年一月一日までに変電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
2 平成八年一月二日前に設置された旧法第三百	6 新法附則第十二条第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地につき租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「改正後の租税特別措置法」という。)第七十条の七第一項に規定する取用交換等による譲渡をしたことにより、新法附則第十二条第二項において準用する改正後の租税特別措置法第七十条の四第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合について適用する。	4 新法第三百四十九条の三第五項の規定は、同項に規定する船舶に対して課する海上運送法の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年)の四月一日の属する年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
1 新法附則第十二条第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地につき租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「改正後の租税特別措置法」という。)第七十条の七第一項に規定する取用交換等による譲渡をしたことにより、新法附則第十二条第二項において準用する改正後の租税特別措置法第七十条の四第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合について適用する。	6 新法附則第十二条第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地につき租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「改正後の租税特別措置法」という。)第七十条の七第一項に規定する取用交換等による譲渡をしたことにより、新法附則第十二条第二項において準用する改正後の租税特別措置法第七十条の四第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合について適用する。	3 新法第三百四十九条の三第一項の規定は、平成七年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年一月一日までに変電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和六十年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に建設された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 昭和六十一年一月二日から平成七年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成三年一月二日から平成九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年一月二日から平成九年三月三十一日までの間に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する同項の規定の適用については、同項中「平成七年一月一日」とあるのは「平成九年三月三十一日」と、「六分の五の額」とあるのは「六分の五の額、地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の六分の五の額」とする。

10 平成三年一月二日から平成七年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 昭和六十二年一月二日から平成七年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和五十七年一月二日から平成八年三月三十

一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年一月二日から平成八年三月三十一日までの間に新たに取得された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「平成七年一月一日」とあるのは「平成八年三月三十一日」と、「三分の二の額」とあるのは「三分の二の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の三分の二の額）」とする。

平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設され、かつ、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供された旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成三年六月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効

力を有する。この場合において、平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する設備又は施設に対する同項の規定の適用については、同項中「平成七年三月三十一日」とあるのは「平成八年三月三十一日」と、「三分の二の額」とあるのは「三分の二の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受ける設備又は施設にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の三分の二の額）」とする。

19 平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十六項に規定する航空運送事業の用に供された旧法附則第十五条第三十四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成五年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得された同項に規定する機械その他の設備に対する同項の規定の適用については、同項中「平成七年三月三十一日」とあるのは「平成九年三月三十一日」と、「三分の一の額」とあるのは「三分の二の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受ける機械その他の設備にあつては、同項の規定により課税標準

準とされる額の三分の二の額」とする。

第七條 平成八年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八條第一項、第十九條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受ける土地に対し課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同條第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八條第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七十七條第一項の規定及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは、「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは、「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百七十七條第一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第 号）附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額（同項の通知を受けた日又は同法附則第七條の規定に

新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に係る該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る譲渡に該当する優良住宅地等の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行つた旧法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に係る譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

第十三条 昭和六十一年五月三十日から平成八年三月三十一日までの間に取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八条第五項に規定する家屋の敷地である土地（同項に規定する認定事業者が当該期間内に取得したものに限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

旧法附則第三十八條第十二項に規定する事業
で民間事業者の能力の活用による特定施設の整
備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法
律第七十七号)第二条第一項第四号口、第五号
ハ及びニ、第六号ニ及びホ並びに第九号に掲げ
る施設に係るもののうち当該施設に係る事業所
等(新法第七百一条の三十一第一項第五号に相
定する事業所等をいう。)が新設された日から五
年を経過する日以後に最初に終了する事業年度
分までの当該施設に係る民間事業者の能力の活
用による特定施設の整備の促進に関する臨時措
置法第六条に規定する認定事業者が行う事業に
対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産
割の課税標準となるべき事業所床面積の算定に
ついては、なお従前の例による。

第十四条 昭和四十年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間において就航した第二条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第七条第十三項に規定する航空機に対して課する平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 平成七年三月三十一日までに取得された第三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法第四条第三項に規定する償却資産に係る国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第十八条 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第九項中「平成八年三月三十一日まで」を「平成十年三月三十一日まで」に改め「農用地開発公団」及び「農用地整備公団」の下に「が新設し」を加え、「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日」と、「五分の二」とあるのは「十分の一」を「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日」と、「当該施設の新設又は改良

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十条 地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第三項の表以外の部分中「地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十号)」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成

八年法律第 号」に改め、同項の表附則第十七条の二第一項の項中「第十九条の三又は第

三十八条第五項」を、又は第十九条の三」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）」を、「又は地方税法等の一部を改正する

法律（平成五年法律第四号）に改め、「又は附則第三十八条第五項」を削り、同表附則第十九条

の四第二項の項中「附則第十九条の四第一項」との下に、「地方税法等の一部を改正する法

律(平成八年法律第 一 号)第一条の規定によ
る改正前の地方税法(以下本号において「平成八
年改正前の地方税法」という。)とあるのは「地

法」という。附則第二十條の規定による改正前の平成五年改正法附則第九條第三項において読み替へて適用される平成八年改正法第一條の規定による改正前の地方税法(以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。)(と、「平成八年改正前の地方税法附則第十八條第一項」とあるのは「平成八年改正法附則第二十條の規

定による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成八年改

を、「適用される平成七年改正前の地方税法」の下に」と、「負担調整率に平成八年改正前の地方税法」とあるのは「負担調整率に平成五年法附則第二十条の規定による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成八年改正前の地方税法」を加え、

同表附則第十九条の第四項の項中附則第十九条の第四項を「附則第十九条の第五項」

に改め、同表附則第二十七条の二第二項の項中「第十五条の三まで」を「除く。」に改め、「地方税法附則第二十七条の二第一項」との下に、「『地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法

律第 号 第一条の規定による改正前の地
方税法(以下本号において「平成八年改正前の地
方税法」という。)とあるのは「地方税法等の一

部を改正する法律（平成八年法律第 号）
以下本号において「平成八年改正法」という。）附

則第二十條の規定による改正前の平成五年改正法附則第九條第三項において読み替えて適用される平成八年改正法第一條の規定による改正前

の地方税法(以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。)」と、「平成八年改正前の

地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成
八年改正法附則第二十条の規定による改正前の

平成五年改正法附則第九條第三項において読み替へて適用される平成八年改正前の地方税法附則第二十七條の二第一項」とを、「適用される

平成七年改正前の「地方税法」の下に「と、負担調整率に平成八年改正前の「地方税法」とあるのは「負担調整率に平成八年改正法附則第二十條の規定による改正前の平成五年改正法附則第九條第三項において読み替へて適用される平成八年改正前の「地方税法」を加へ、同表附則第二十七條の二第四項の項中「附則第二十七條の二第四項を、附則第二十七條の二第五項に改める。」（「地方税法」の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一條 前條の規定による改正後の「地方税法」等の一部を改正する法律附則第九條第三項の規定は、平成八年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、平成六年度分及び平成七年度分の固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

（「地方税法」及び「地方財政法」の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二條 「地方税法」及び「地方財政法」の一部を改正する法律（平成六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第五項中「平成八年十二月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律
（地方交付税法の一部改正）

第一條 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條 第一項の表道府県の項第四号中

5 労働費

人口

失業者数

を 5 労働費

「人口」に改め、同表道府県の項第八号及び第十号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、

同表道府県の項第十一号及び第十二号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加へ、「同年度」を

「当該各年度」に改め、同表市町村の項第四号中「厚生労働費」を「厚生費」に、

6 労働費

(1) 5 清掃費

(2) 投資的経費

附則第七條第七項中「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十九号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第号）」に、「附則第十六條の二第四項」を「附則第十六條の二第十項」に改める。

附則第九條第三項中「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十九号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第号）」に、「附則第十六條の二第四項」を「附則第十六條の二第十項」に改め、同表第四項及び第五項中「地方税法の一部を改正する法律」を「地方税法等の一部を改正する法律」に、「附則第十六條の二第四項」を「附則第十六條の二第十項」に改める。

（「地方税法」及び「地方財政法」の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 前條の規定による改正後の「地方税法」及び「地方財政法」の一部を改正する法律附則第七條第七項及び第九條第三項から第五項までの規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

人口
人口
失業者数

を 5 清掃費

(1) 5 清掃費

人口

に改め、同表市町村の項第九号及

四十 個人の道府県民税
又は市町村民税に係る
特別減税等による平成
六年度及び平成七年度
の減収を補てんするた
め当該各年度において
特別に起こすことがで
きることとされた地方
債の額

び第十一号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表市町村の項第十二号及び第十三号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加へ、「同年度」を「当該各年度」に改め、同表第二項の表中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三十七号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表第三十七号と同一、同表第三十八号とし、同表第三十九号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表第三十八号とし、同表第四十号中「平成六年度」の下に「及び平成七年度」を加へ、「同年度」を「当該各年度」に改め、同表第三十九号とし、同表の次に次の一号を加へる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律百一十一号。以下「地方税法等改正法」という。）
第一條の規定による改正前の「地方税法」附則第三條の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額

(2) 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）
第八十六條の四第一項に規定する普通乗用自動車

(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度及び平成七年度の減収額

第十三條 第五項の表道府県の項第四号中

第十二條 第二項の表第四十一号を削る。

第十三條 第五項の表道府県の項第四号中

5 労働費

人口

段階補正、密度補

失業者数

及び寒冷補正

正、態容補正

を 5 労働費

人口

段階補正、密度補正、態容補正

に

(平成八年度分の交付税の総額の特例)
 第四条 平成八年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に三百億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
 - 二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)による改正前の地方交付税法附則第四条第三項の規定において平成八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 四千三百三十八億円
 - 三 前二号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時特例加算額 四千二百五十三億円
 - 四 平成八年度における借入金金の額に相当する額のうち附則第四条の二第二項の規定に基づき平成九年度から平成十八年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額 一兆二百二十五億五千万円
 - 五 平成八年度における借入金金の額に相当する額のうち前号に掲げる額以外の額 十四兆三千五百二十八億九千八百九十九円
 - 六 平成七年度における借入金金の額に相当する額 十一兆六千八百五十七億四千八百九十九円
 - 七 平成八年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 四千八百三十億円
- 附則第六条第一項中「平成八年度を「平成十七年度」に改め、同項の表中「平成三年度」の下に「平成七年度及び平成八年度」を加え、同条第二項の表を次のように改める。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
(1) 民法第三十四条の規定により設立された法人で雲仙岳の噴火による災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成三年度及び平成八年度において発行を許可された地方債に係る当該年度における利子支払額	千円
(2) 民法第三十四条の規定により設立された法人で阪神・淡路大震災に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成七年度において発行を許可された地方債で自治大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	

別表を次のように改める。
 別表(第十二条関係)

道府県	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
道府県一	警察費	警察職員数	一人につき	九、九四六、〇〇〇円

二 土木費				
1 道路橋りょう費				
(1) 経常経費	道路の面積	平方メートルにつき	二四〇、〇〇〇	
(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七、三二四、〇〇〇	
2 河川費				
(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一三四、〇〇〇	
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八三三、〇〇〇	
3 港湾費				
(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、八〇〇	
(2) 投資的経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、九九〇	
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五七〇	
4 その他の土木費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、二五〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、八四〇	
三 教育費				
1 小学校費	教職員数	一人につき	四、九七六、〇〇〇	
2 中学校費	教職員数	一人につき	四、九〇八、〇〇〇	
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、三九一、〇〇〇	
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	六四、八〇〇	
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五四、二〇〇	
4 特殊教育諸学	教職員数	一人につき	五、二六三、〇〇〇	
(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	二二二、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	一、一一八、〇〇〇	
5 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、四三三、〇〇〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四、四九〇	
四 厚生労働費				
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	四、六五〇	
2 社会福祉費	人口	一人につき	五、三六〇	
(1) 経常経費	人口	一人につき	四七三	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、一九〇	
3 衛生費	人口	一人につき		

[illegible]

五 産業経済費	5 下水道費		(1) 經常経費	人口	一人につき	一五五
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	八九	
	6 その他の土木費		人口	一人につき	一、五一〇	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	六八八	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき		
	三 教育費					
	1 小学校費		児童数	一人につき	四四、五〇〇	
	(1) 經常経費		学級数	一学級につき	八四〇、〇〇〇	
	(2) 投資的経費		学校数	一校につき	一六二、〇〇〇	
	(2) 投資的経費		学級数	一学級につき	六六六、〇〇〇	
2 中学校費	(1) 經常経費		生徒数	一人につき	三七、八〇〇	
	(2) 投資的経費		学級数	一学級につき	一、〇三九、〇〇〇	
	(1) 經常経費		学校数	一校につき	九、五七二、〇〇〇	
	(2) 投資的経費		学級数	一学級につき	六六六、〇〇〇	
	(1) 經常経費		教職員数	一人につき	七、四四六、〇〇〇	
	(2) 投資的経費		生徒数	一人につき	六三、八〇〇	
	(2) 投資的経費		生徒数	一人につき	三五、二〇〇	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	七、一四〇	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	三八九	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	四、四六〇	
四 厚生費	1 生活保護費		市部人口	一人につき		
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	五、四三〇	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	五八七	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	三、四二〇	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	三八七	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	三八七	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	三八七	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	三八七	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	三八七	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	三八七	
3 保健衛生費	4 高齢者保健福祉費		高齢者人口	一人につき	八七、四〇〇	
	(2) 投資的経費		高齢者人口	一人につき	三、七二〇	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	七、〇四〇	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	七八二	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	七八二	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	七八二	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	七八二	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	七八二	
	(1) 經常経費		人口	一人につき	七八二	
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	七八二	

1 農業行政費	(1) 經常経費		農家数	一戸につき	五六、七〇〇
	(2) 投資的経費		農家数	一戸につき	四四、一〇〇
	(1) 經常経費		人口	一人につき	一、〇六〇
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	一、〇六〇
	(1) 經常経費		人口	一人につき	六七、六〇〇
2 商工行政費	(1) 經常経費		林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一〇八、〇〇〇
	(2) 投資的経費		林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一〇八、〇〇〇
	(1) 經常経費		人口	一人につき	四、〇六〇
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	一、三四〇
	(1) 經常経費		人口	一人につき	一〇、二〇〇
3 徴税費	(2) 投資的経費		世帯数	一世帯につき	四、九二〇
	(1) 經常経費		世帯数	一世帯につき	一、七〇〇
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	一、二八〇、〇〇〇
	(1) 經常経費		人口	一人につき	二、〇四〇
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	五三一、〇〇〇
4 台帳費	(1) 經常経費		人口	一人につき	八〇〇
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	八〇〇
	(1) 經常経費		人口	一人につき	八〇〇
	(2) 投資的経費		人口	一人につき	八〇〇
	(1) 經常経費		人口	一人につき	八〇〇
七 災害復旧費	(2) 投資的経費		面積	一平方キロメートルにつき	一、七〇〇
	(1) 經常経費		面積	一平方キロメートルにつき	一、二八〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費		面積	一平方キロメートルにつき	二、〇四〇
	(1) 經常経費		面積	一平方キロメートルにつき	五三一、〇〇〇
	(2) 投資的経費		面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
八 刃地対策事業費	(1) 經常経費		刃地対策事業費の償還金	千円につき	八〇〇
	(2) 投資的経費		刃地対策事業費の償還金	千円につき	八〇〇
	(1) 經常経費		刃地対策事業費の償還金	千円につき	八〇〇
	(2) 投資的経費		刃地対策事業費の償還金	千円につき	八〇〇
	(1) 經常経費		刃地対策事業費の償還金	千円につき	八〇〇
九 地方税減収補てん償還費	(1) 經常経費		地方税の減収補てん償還金	千円につき	七〇
	(2) 投資的経費		地方税の減収補てん償還金	千円につき	七〇
	(1) 經常経費		地方税の減収補てん償還金	千円につき	七〇
	(2) 投資的経費		地方税の減収補てん償還金	千円につき	七〇
	(1) 經常経費		地方税の減収補てん償還金	千円につき	七〇
十 地域財政特例対策償還費	(1) 經常経費		地域財政特例対策償還金	千円につき	九三
	(2) 投資的経費		地域財政特例対策償還金	千円につき	九三
	(1) 經常経費		地域財政特例対策償還金	千円につき	九三
	(2) 投資的経費		地域財政特例対策償還金	千円につき	九三
	(1) 經常経費		地域財政特例対策償還金	千円につき	九三

十一 臨時財政特例 償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成七十三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 八七
十二 財源対策債償還費	平成六年度及び平成七年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 四五
十三 減税補てん償還費	個人、法人、市町村、住民税に係る特別減税等及び平成七年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき 四一

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中、「平成七年度」を、「平成八年度」に、「一兆六千八百五十七億四千八百二十九千九百円」を「一兆五千七百五十四億四千八百二十九千九百円」に、「平成七年度分の借入金限度額」を「平成八年度分の借入金限度額」に、「平成八年度」を「平成九年度」に、「上欄」を「年度」の欄に、「下欄」に定める控除額を「控除額の欄に定める額(同表の控除額の欄の上欄に定める額と同表の控除額の欄の下欄に定める額との合算額をいう)」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除	額
平成九年度	地方交付税法附則第四条第四号の額に相当する借入金限度額に係るもの	六百四十億円
平成十年度		四百七十七億四千四百億円
平成十一年度		七百十億円
平成十二年度		七百八十億円
平成十三年度		八百五十億円
平成十四年度		九百四十億円
平成十五年度		千三百十億円
平成十六年度		千二百五十億円
	その他のもの	七千六百九十五億三千八百万円 一兆二千四百二十二億八千二百八十二万九千円 五千七百四十八億円 六千三百二十一億円 七千十二億円

平成十七年度	千三百八十億円
平成十八年度	七千七百十三億円
平成十九年度	八千四百七十四億円
平成二十年度	九千三百十六億円
平成二十一年度	一兆二百四十一億円
平成二十二年	一兆二千二百五十二億六千万円
平成二十三年	八千三百三十三億四千万円
平成二十四年	三千五百七十四億五千万円
平成二十五年	百六十四億円
平成二十六年	百七十億円
平成二十七年	千六百三十四億円
平成二十八年	千七百八十四億円
平成二十九年	千八百六十五億円
平成三十年	千九百四十八億円
平成三十一年	二千三百二十七億円
平成三十二年	二千二百二十七億円
平成三十三年	二千二百二十七億円
平成三十四年	二千三百二十七億円
平成三十五年	二千四百二十八億円
平成三十六年	三千七百三十七億円
平成三十七年	三千九百五億円

附則第六条中「平成七年度」を「平成八年度」に改める。
 附則第七条中「平成七年度」を「平成八年度」に、「二千八百八十七億六千万円」を「地方交付税法附則第四条第二号及び第三号に掲げる額の合算額」に、「平成八年度から平成二十二年度までの各年度にあつては同条」を「平成九年度から平成十八年度までの各年度にあつては第四条に、「次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額」を「第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成十九年度から平成二十三年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。
 一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する額

年 度	金 額
平成九年度	六百四十億円
平成十年度	七百十億円
平成十一年度	七百八十億円
平成十二年	八百五十億円
平成十三年	九百四十億円
平成十四年	千三百十億円

平成十五年度	千四百四十億円
平成十六年度	千二百五十億円
平成十七年度	千三百八十億円
平成十八年度	千五百五億五千万円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成九年度	四千八百十億円
平成十年度	四千八百四十億円
平成十一年度	四千八百七十一億円
平成十二年度	五千三百五十五億円
平成十三年度	五千九百五十二億八千万円
平成十四年度	千七百八十四億円
平成十五年度	千九百六十三億円
平成十六年度	二千五百五十五億円
平成十七年度	二千三百六十四億円
平成十八年度	二千六百十億円
平成十九年度	二千八百七十億円
平成二十年度	三千百五十五億円
平成二十一年度	三千四百六十九億円
平成二十二年	千二百三十一億円
平成二十三年	千二百三十一億円

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成七年度」を「平成十二年度」に、「年五分」を「年三分五厘」に、「年二分」を「年一分」に、「平成十二年度」を「平成十七年度」に改める。

第三条中「平成七年度」を「平成十二年度」に改める。

第四条第三項中「0.4+0.6」を「0.25+0.75」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成七年度」を「平成十二年度」に改め、同条第二項中「年五分」を「年三分五厘」に、「年二分」を「年一分」に改める。

第四条中「平成七年度」を「平成十二年度」に改める。

第五条第二項第二号中「0.3+0.7」を「0.15+0.85」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成八年度分の地方交付税から適用する。

(平成八年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成八年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第十一号)の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収見込額

二 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第二号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収見込額

2 前項各号に掲げる額の合算額(以下この項において「減収見込額」という。)は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方公共団体の種類	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成八年度分の予算から適用する。

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置

政上の特別措置に関する法律第二条の規定は、平成八年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成七年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給(平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る平成七年度以前の各年度における利子支払額に対する利子補給を除く)については、第三条の規定による改正前の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置

る法律第二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「各年度（その年度が平成十二年度以後の年度となるときは、平成十二年度まで）」とあるのは、「各年度」とする。

2 第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条第三項の規定は、平成八年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項の規定は、平成八年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成七年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

2 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項の規定は、平成八年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成七年度以前の年度における事業の実施により平成八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成七年度以前の年

度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は同日）

- 一、地方税法等の一部を改正する法律案
- 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成八年四月四日印刷

平成八年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局